檢定方法なり其は此溶液に明礬或は他の金屬鹽の溶液を加へ而して生成されたるヘマチンの金屬鹽により生ずる青或は紫色の色彩の濃淡度を比較し以て其の製品を評價するなり其方法は試料を一〇瓦秤量し之れをアルコールを以て充分抽出せしめ而して全容量を一リーターに瓦釋するなり次に其の中より一〇ccを取り更にアルコール九〇ccを加へ全容量を一〇〇ccとなす其中より五ccを取り之れをネスラグラスに入るゝなり（ネスラーグラスはアンモニア檢定の際使用するものにして圓筒狀のグラス壜にして其の内に試驗すへき溶液を入れ之れを上部より透視して其色の濃厚度を試驗して其含有量を定量するに用ゆ）其内に明礬一%溶液を五cccを加へ而して此れを濾過しネスラーグラスに於ける一定の標準蒸溜水を加へ瓦釋するなり次に同一方法より他の含有量既知の標準試料の液を作り而して兩者を白き陶器板の上に置き上部より之れを透視し其色の濃淡を比較し何れか薄き色の方に其濃度同一となる迄溶液を加へ全く同一の色となるに及ぶ其使用容量を比較して其含有量を定め以て其品質の價値を定むるものなり然れ共染色上の目的として此試驗法よりも寧ろ實際的に染色を行ひ以て比較するを捷徑とするなり其れは全く同一條件の元に同一纖維を染色し其色彩の濃厚を比較すると共に異なる纖維即ち絹綿毛に就て同一試料を試驗し動物纖維に於ける染色と植物纖維に於けるものゝ比較するにあり又新しき試料に於てはヘマトキシリンが未た充分に酸化されざるやを檢せんため或纖維をして强き酸化劑例へばクロム酸の如きものを以て媒染を行ひ他に同一纖維に同處理を施さるゝものを作り之れを試料染料液に浸染し以て兩者の色彩を比較し若し前者が後者より著しく濃色を呈する時は其染料は尚酸化さるべきヘマトキシリンの存在を見るなり

ログウッドには種々の不純物を含有するものにして其の含有量は抽出するとき使用原料の木の部分によりて大に異なるものなり而して最も普通に存在せるものはモラス、グリコースダキストリン及タンニン酸等の有料物と無機質鹽類、炭酸石灰、食鹽等の無機物とを含有するものにして此等の物質は染料の價値を減ずるものにしき試料に於てはヘマトキシリンが未た充分に酸化されざるやを檢せんため或纖維をして强き酸化劑例へばクロム酸の如きものを以て媒染を行ひ他に同一纖維に同處理を施さるゝものを作り之れを試料染料液に浸染し以て兩者の色彩を比較し若し前者が後者より著しく濃色を呈する時は其染料は尚酸化さるべきヘマトキシリンの存在を見るなり

ログウッドには種々の不純物を含有するものにして其の含有量は抽出するとき使用原料の木の部分によりて大に異なるものなり而して最も普通に存在せるものはモラス、グリコースダキストリン及タンニン酸等の有料物と無機質鹽類、炭酸石灰、食鹽等の無機物とを含有するものにして此等の物質は染料の價値を減ずるものにして且著しく灰分を增加するものなり今純粹なる製品に於ては其灰分僅に八%内外に過ぎざるもモラスの存在に依り實に八〇%も增加することを見るなり而して此等は主にモラス砂糖等の加里鹽より來るものなりとす

糖分の檢定前述の如くログウッドエキス或はヘマチンなどの製品中に砂糖錫屑の如き全く溶解せざる固形体の混淆物を加入し其他抽出の際溶解し來る無機鹽類及糖分モラス、タンニン等の不純物を含有するを以て此れ等の定性試驗は又評價の一要素たるへきものなり

不溶解固形体の混淆物は容易に定量し得べきものにして先づ試料ログウッドエキス或はヘマチン十瓦を秤量し之れに蒸溜水一〇〇ccを加へよく煮沸し全く溶解し之れを重量の知れる濾紙を通して濾過し之れを乾燥して定量すべし又無機質（可溶性）即ち食鹽或は硫酸曹達の如きは濾液或は灰分より之れを普通分析法により定量し得るなり然るに有機物に至りては其定量方法も複雜にして容易に顯出し得ざるなり今先づ糖分の檢出を記さん

今試料の四乃至五瓦を秤量しそれを蒸溜水五〇ccに溶解し其の内に鹽基性醋酸鉛の溶液一〇ccを附下しよく振盪し後靜止するなり而して充分沈澱さるゝを認め之れを濾過するなり而して其の濾液に蒸溜水を加へ一〇〇ミリメートルの管に充たし之れを偏光器に入れ面の偏光度を試驗するなり若し純粹なるエキストラクトとなれば其の面の轉すること殆んど僅少にして或は全く偏せざるなり然るにその内に糖分を含有する場合には或は右旋性となるとも

らるゝなり然れども前者に於ては之れを分析定量するは實に困難なる事なり而してそれ等不純物の存在は實に染色美著に於て其使用目的に著しき差異を生ずるものなり例へばタンニン酸を多量に含有せる製品に於ては毛の染色に於ても其纖維を膨脹ならしむる恐あるなり然るに之れに反し木綿の黑色に於ては鹽類の媒染に依り却て良果を表はすものなりモラスグリコースダキストリンの如き不純物は纖維に對し餘り有害ならざるも其製品の價値を大に減ずるものにして且著しく灰分を增加するものなり今純粹なる製品に於ては其灰分僅に八%内外に過ぎざるもモラスの存在に依り實に八〇%も增加することを見るなり而して此等は主にモラス砂糖等の加里鹽より來るものなりとす

糖分の檢定前述の如くログウッドエキス或はヘマチンなどの製品中に砂糖錫屑の如き全く溶解せざる固形体の混淆物を加入し其他抽出の際溶解し來る無機鹽類及糖分モラス、タンニン等の不純物を含有するを以て此れ等の定性試驗は又評價の一要素たるへきものなり

不溶解固形体の混淆物は容易に定量し得べきものにして先づ試料ログウッドエキス或はヘマチン十瓦を秤量し之れに蒸溜水一〇〇ccを加へよく煮沸し全く溶解し之れを重量の知れる濾紙を通して濾過し之れを乾燥して定量すべし又無機質（可溶性）即ち食鹽或は硫酸曹達の如きは濾液或は灰分より之れを普通分析法により定量し得るなり然るに有機物に至りては其定量方法も複雜にして容易に顯出し得ざるなり今先づ糖分の檢出を記さん

今試料の四乃至五瓦を秤量しそれを蒸溜水五〇ccに溶解し其の内に鹽基性醋酸鉛の溶液一〇ccを附下しよく振盪し後靜止するなり而して充分沈澱さるゝを認め之れを濾過するなり而して其の濾液に蒸溜水を加へ一〇〇ミリメートルの管に充たし之れを偏光器に入れ面の偏光度を試驗するなり若し純粹なるエキストラクトとなれば其の面の轉すること殆んど僅少にして或は全く偏せざるなり然るにその内に糖分を含有する場合には或は右旋性となるとも

工業藥品讓リタシ　品名　顯色劑　デベロッパイエチ七十斤
右藥品御希望の方は當事務所へ申込みありたし

農商務大臣　河野廣中閣下題字
京都高等工藝學校教授　工學博士　鶴卷先生題字　高橋新六著述
京都市立染織學校長　工學士　金子先生校閲
最も新しい　京染の實際
四六版　總クロース製　頗美本　コロ刷博書入
定價　壹圓五拾錢（小包料十二錢）

本書の内容は京染の一切を十七編八十章に分ちて學理と實際の兩面から縱横に解説して農商務大臣の題字に如示諸掌とあるように名文一致總體ふりかな附で委しく説明してあるから、如何なる初心の人にも成程と會得が行くのである。殊に本書の特色は從來の色染學の著書が單にかうすれば出來ると科學的に説明した樣な無味乾燥なものではなく、出來損なつたらどうして直すか、出來損ひの原因は何であるか、そして其れは誰の責任であるかといふ事を明快に判定して練物屋と云はず糊置屋から茶染屋悉皆屋に至る迄あらゆる關係者に於いて是非得失を論じ京染の衰退を杞憂にあらずと斷じたる點は京都染物同業者の頂門の一針であつて著者が學究でない丈に學者の未だ嘗て説明に指を染めた事のない方面から解剖的に評論を加へた空前の著述である殊に本書の著述に當りて京都市立染織學校長金子篤壽先生が親しく校閲の勞を取られ出版に際しては農商務大臣河野廣中閣下工學博士鶴卷鶴一先生が題字を給はつて本書を推奬せられたのであるから苟くも染吳服に關係のある人は是非一讀せられたい、附錄には取引上心得置くべき法律並力人の京染研究法等營業政策上必要の事項を掲げてあるから此の點丈にても是非一讀の要かある

發行所　京都市衣棚夷川上ル　桝新商店

發行兼編輯人　萬谷復次郎
印刷人　森本文次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

公示第三十一號

大正六年度組合員ノ賦課算並ニ賦課徴收法ノ件認可申請中ノ處左通ノ認可相成候條此旨公示ス

大正五年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

京都府指令五商第二八一號

大正五年十一月廿日付第三四四號申請大正六年度經費豫算並ニ賦課徴收方法ノ件認可ス

大正五年十二月廿五日

京都府知事　木内重四郎

公示第三十二號

左記ノモノ徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正五年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

絶打部員　鈴木文太郎　福下枚太郎
同　人　羽毛才次郎
同　人　田中久太郎
同　人　全　清藤藤吉

公示第三十三號

左記ノモノ年期ノ子縫ノ手續キヲ了セリ此旨公示ス

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

御召再整部員小野木兵助徒弟　小泉鶴三郎

公示第三十四號

左記ノモノ爾今組合員ニ於テ使役スルコトヲ停止ス

大正五年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

絶打部員新道善太郎長弟　前田喜一郎

雜報

○各部染工賃改正

一時染料界の情況は沈靜の姿なりし處十一月に至り漸々昂進の氣勢を示し來り十二月に至りては殆んど本年二月の相場に立戻り加之諸物價は騰貴したるため染業者に於ては亦從前の如く勞働費其他の雜費を節減し平衡を保たしめ僅かに營業を維持し來りたるも最早斯かる餘裕なきに至れるを又加工業に屬する張物絶打ゆのし練物等の如きは染料騰貴に依り工賃直上げを時ひたる染物業の反影を受け一時注文主より幾割の直下を强ひられ已むなく服從し居たるものも現今の物價昂騰に際しては忍ぶ能はざる實況にあるを以て數々集會を重ふし協議を凝らし居たるか今確定せしものは左の如くなりし

○絶打部　イ一月一日より三割上ク
○紫諸色染部　ハ一月一日より五割上ク
○年標友仙染部　十二月二十日より三割上ク
○紅染稍鼎部　十二月十五日より左の通り

◆年末測シ直段　百匁ニ付

紅　年末紅五圓測

紋羽二重紋繪子　全　五圓五拾錢剛
八ッ橋　全　五圓五拾錢剛
大巾鹽瀬及壁無地羽二重　全　六圓剛
縮緬及紋縮緬類　全　參圓八拾錢剛
紋　絹　縮　全　五圓五拾錢剛
◆猩々紅剛シ直段　百匁ニ付
絹　類　猩々紅　貳圓八拾錢剛
紋羽二重紋繪子　全　參圓參拾錢剛
八ッ橋　全　參圓參拾錢剛
大巾鹽瀬及無地羽二重壁　全張ナシ　四圓剛
縮緬及紋縮緬　全　貳圓四拾錢剛
紋　絹　縮　〃　全　參圓參拾錢剛
尺三紋綾　全　參圓參拾錢剛
二四巾絹　全俱吟出張　四圓八拾錢替
縮緬並巾上等玉糊　全　五圓剛
全　並　全　四圓五拾錢替
全小巾縮緬上等　全　一反ニ付　參圓五拾錢替
全　並　全　貳圓八拾錢替
紋紹鼠羽二重八丈物　時肉色　全　一疋ニ付　七拾錢替
紋羽二重八丈物　全　七拾錢替
紋　縮　緬　時色　全　四拾八錢替
紋　縮　緬　〃　金　全　八拾錢替
縮　緬　類　時　色　全　四拾錢替
縮緬重目帶上　全　一反ニ付　五拾五錢替
小巾縮緬及紋縮緬　全　貳拾八錢替
全　鼠金色　全　五拾錢替
標　裏　地　時　色　全　一疋ニ付　六拾參錢替
紋羽二重及無地羽二重　全　五拾五錢替
八ッ橋　全　四拾八錢替
絹　類　全　參拾參錢替
紋　縮　緬　紅梅橋色　全　八拾五錢替
縮　緬　全　七拾錢替
紋羽二重　全　壹圓替
無地羽二重　全　壹圓替
八ッ橋　全　八拾五錢替
絹　類　全　五拾五錢替
古縮緬切々　全　百匁ニ付　四圓貳拾錢剛
古絹切々　全　四圓八拾錢剛
古縮緬切々　猩々紅　全　貳圓八拾錢剛
古絹切々　全　參圓參拾錢剛
絹類吟出張ハ五錢上リ

大正味歩引ナシ

但シ諸支拂ハ一ケ月限リトス

○紅染木綿部　は十一月十七日より左の通り

◆木綿紅染改正直段

一四十度三八　改良染　一疋　八拾五錢
一全　並　染　全　八拾錢
一三七度三五度　改良染　全　六拾五錢
一全　並　染　全　六拾錢
一十三貫以上　改良染　全　七拾五錢
一全　並　染　全　七拾錢
一十二貫五百　改良染　全　七拾五錢
一全　並　染　全　六拾五錢

© Kyozomekai

一十一貫以上　木綿改良染　六拾錢
一空　仝　並染　仝　五拾五錢
一十貫以上　仝改良染　仝　五拾五錢
一空　仝　並染　仝　五拾錢
一八貫以上　仝改良染　仝　五拾錢
一空　仝　並染　仝　四拾錢
一七貫以上　カヤベリ改良染　仝　四拾錢
一空　仝　並染　仝　參拾五錢

金巾ノ部

一三巾一筋　改良染　六圓
上等品　並　五圓四拾錢
一空　中等品　改良染　五圓四拾錢
並　四圓八拾錢
下等品　改良染　四圓八拾錢
並　四圓貳拾錢
一空　仝
一天竺一筋　廿四ヤード　貳圓五拾錢
上等品　並染　貳圓五拾錢
一空　仝　下等品　仝　貳圓貳拾錢
一生地金巾一筋　仝　貳圓

吉野紅

一上等品　壹圓貳拾錢
一中等品　壹圓
一下等品　八拾錢

右大正味直段

○木綿ウロン染工賃は左の通り改正せり

◆堅牢染張直段

二　○　堅牢張額金　一疋ニ付　壹圓
仝　壹圓貳拾五錢
同　仝　一筋ニ付　參圓
天竺　仝　壹圓六拾五錢
三巾金巾　仝　六圓
仝　仝　五圓
並巾仝　仝

◆改良赤口張直段

二　○　改良赤口張額金　一疋ニ付　五拾五錢
仝　六拾六錢
同　仝　一筋ニ付　壹圓六拾五錢
天竺　仝

◆改良染張直段

並巾仝　仝　貳圓七拾五錢
二　○　改良張額金　一疋ニ付　四拾五錢
仝　六拾錢
同　仝　一筋ニ付　壹圓參拾五錢
天竺　仝　貳圓七拾錢
三巾金巾　仝　一筋ニ付　壹圓八拾錢

◆伸斗額金染直段

並巾仝　仝　貳圓貳拾五錢
二　○　並伸斗額金　一疋ニ付　拾貳錢
仝　拾四錢
紡績　仝　一筋ニ付　壹圓
三巾金巾　仝　一疋ニ付　參拾錢
二　○　改良伸斗額金　仝　四拾錢
同　仝　一筋ニ付　壹圓八拾錢
三巾金巾　仝

俗ニ特別上等染張ハ御相談ノ上御協定可仕候

二　○　二度張ハ一疋ニ付　六錢上リ
天竺　仝　八錢上リ
大正味歩引ナシ
諸支拂ハ一ケ月限リトス

○張物部中法衣張業は左の改正工賃を發表し來一月一日より實行することゝせり

改正法衣張工賃價格表

◆吟手張部類

紗綾絽絹中絹物　衣一服ニ付　貳拾五錢
曾代秩父帯絹類　一疋ニ付　貳拾八錢
羽二重小巾　仝　參拾錢
綾羽二重廣巾　三丈物一反ニ付　貳拾七錢
絽紗新物一枚張　一反ニ付　貳拾八錢
廣曾代一枚精好張　仝　參拾五錢
袋帯子物貫國込　仝　參拾五錢
小切貫尺形　八丈物　一疋ニ付　四拾八錢

◆基張物部

紗綾絽絹中尺七巾厚張　衣一服ニ付　拾錢
同　縮緬衣・短絹・改良服・居士衣・道服　七錢
秩父伊勢崎絹中物九寸　一疋ニ付　拾貳錢
羽二重類小巾　仝　拾錢
同　上等御召張　仝　參拾錢
小巾曾代精好類　衣一服ニ付　拾七錢
同　廣巾一枚張　仝　貳拾五錢
同　瀬張　三丈物　一反ニ付　四拾錢
但一丈以内小切品ハ尺ニ付貳錢割
貴尺絽八丈物　一疋ニ付　貳拾四錢
絹中尺七巾厚張　一本ニ付　參拾五錢
三巾金巾十一丈物　一筋ニ付　五拾錢
二巾天竺金巾　仝　貳拾貳錢
九八布絶打張　一疋ニ付　拾六錢

◆白張部

三巾金巾十一丈物　一筋ニ付　壹圓五拾錢
同　一丈以内切尺物　一尺ニ付　壹錢八厘
二巾天竺金巾　一筋ニ付　七拾錢
同　五丈五尺物　一尺ニ付　五拾錢
一丈以内切尺物　拾參錢
一反ニ付　貳拾貳錢
晒布フミ地用
大正味歩引ナシ

○修業証及褒状　定款の規定に據り年々組合員の傭使せる職工徒弟の傭入契約年限を終了せるもの及平素の品行技術等の點に就て彰表すべきものあるときは傭主より屆出でしめ毎年一月二十日組合に於て知事市長其他府市の名譽職を撰ぶ人々の臨場を請ひ其式場に於て契約年限滿了の職工徒弟に賞を授與する筈なれば組合員にして本年中に於て契約年限滿了するものあらば來る一月十五日迄に申出でらるへし

○紋上書徒弟競技會は例年の如く一月十五日開催の筈にて既に日時に於て取調へ中なれが本會は毎月一回つゝ徒弟の製品を出品せしめ十二ヶ月分を一括して審査し積算し褒賞する筈にて他の競技會とは異なりて其成績は年々進歩せりとのこと

○營業稅屆　組合員の申告する營業屆は年々組合に於て取纏め提出せしものなるも本年に至り稅務署は組合の手を經ずして個人々々に於て提出せしひる方針のよしにて其の旨は達せり特に組合員の申告書は六定後謄寫するを許されたるものなるに今年は之れを許さゞることゝせるを以て組合に於ては全く不可能となれり然れども希望に據るものは其取扱をなすべく

○工場法施行　組合傘下に係る工場法に據る屆出はそれ〳〵終了せり今度よりは該規則實行に就ては其筋に於ては取締らるゝ筈なれば此際十分既に屆出する條項に注意し違反なき樣注意すると同時に若し了解し難き條項あらば何時なりとも申出でらるへく若し出所し難き場合は通知せらるれば當員出張說明すへし取り敢へず注意すべき事項の各項なりとす

一、學齢兒童を職工として使役し居る工場では其兒童の法學方法を勵行する事

一、職工の賃金等の方法は認可申請書の通り實行する事

一、當時五十人以上の職工を使役して居る工場は其使役職工の疾病、負傷、死亡等一々屆出づる事

一、職工扶助規則を勵行する事

一、職工の名簿を置く事

一、職工の就業時間、休憩時間並に休日日を工場内に必ず掲示し置く事

○京都市染織試驗場　曾て西陣織物同業組合に於て創立せし染織試驗場を十月一日より京都市に引受タルモノニシテ爰留作業等ノ爲ノ實際ノ經營ニ移リタルハ十一月一日ヨリナレハ本年ノ染織試驗場ヲシテハ始ノ創設ニ具フル效果ヲ

試驗ヲ以テ本場現在試驗ノ許ス程度ニ於テ當業者ノ依賴ニ應シ得ヘキ事業左ノ如シ

一　定性分析
二　定量分析
三　顯微鏡檢定
四　製品ノ鑑定
五　意匠圖案ノ調製
六　機械器具ノ檢定
七　染料ノ試驗
八　特別作業

以上事業ノ中ニテ新ナル機械ヲ要スル場合ノ如キハ其設備ノ完成ノ後ニ非レハ施行シ難キモノモ多々アルトシテ又特別作業ハ市ノ試驗場トシテハ個人ノ獨占ヲ許サヽルニ依リ本場試驗作業ニ支障ナク且其目的ヲ達シ得ル範圍ニ於テ織物ニ在テハ西陣織物同業組合、染物ニ在テハ京都染物同業組合ト經由申込アラハ本場ハ出來得ル丈ケノ便宜ヲ計ルヘシ

試驗鑑定檢定等依賴ニ關スル手續

一試驗鑑定檢定等依賴ニ關スル場合ハ直ニ物品ト認印トヲ持ツ其筋申込アラハ係員ニ於テ必要ノ事項聽取依賴者ニ代リ之ヲ備付ノ用紙ニ記入シ捺印手續ヲナスヘシ

一試驗鑑定檢定等料金前納ヲ要スルニ付豫メ了承セラルヘシ

但試驗料ハ特別ノ場合ヲ除スルモノヽ外京都市染織業者ニ對シ之ヲ免除スヘシ

一試驗鑑定檢定等ノ結果ヲ知ルトキハ直ニ電話其他ノ方法ニヨリ通知スヘキニ付認印携帶來場ノ上受取ラルヽヘシ

第一條　京都市染織試驗規則（抄）

第一條　京都市染織試驗場ハ本市染織業ノ改良發達ヲ圖ル目的ヲ以テ左ノ事項ヲ行フモノトス

一　原料及製品等ノ分析、試驗、鑑定
二　意匠圖案ノ調製
三　機械器具ノ檢定
四　製作技術ニ關スル調査及指導
五　需用者ニ對スル原料及製品ノ見本ノ提供
六　其他必要ノ事項

第二條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ行フ

一　定性分析
二　定量分析
三　顯微鏡檢定
四　製品鑑定
五　意匠圖案ノ調製
六　機械器具ノ檢定
七　機械器具貸與

但特ニ原動力ヲ要スル機械ニ在リテハ貸與料ノ外之ニ要スル實費ヲ徴收ス

第三條　前條料金ハ總テ前納トス其豫メ料金ノ額ヲ定メ難キトキハ場長ニ於テ適當ト認ムル金額ヲ豫納セシム

前項ノ料金納付後請求ノ目的ヲ取消スモ之ヲ還付セス

オリーブ油の簡易試驗法

オリーブ油は染織工業上最も有用なるものなり其の主なる理由は石鹼液により溶解し易きと長く保存するも惡臭を發せざるにありとす赤精練剤に供する他の多くの油に混合して一層精練力を增加せしむることわり此他の用途種々あれども東中重要なるは蓖麻子油と混合し若くは單獨にてアリザリン色染の助剤の原料に供するにより赤木綿の仕上に於て軟和剤に用ひ且軟性石鹼の原料に供する事多し

オリーブ油は價格比較的に高く其需要は上物より下等物を通して多きを以て實質劣等なる他の種類の油を混合して實價を低下する以常なりと此目的に用ひらるゝ者は木綿の實より搾出したる油最も多しとす

オリーブ油中に混合したる他の油を全く檢出するは容易ならずと雖も二種のオリーブ油に付き混合物の多少を比較的に試驗することを得べし比重試驗

名稱の油は殆んど一定したる比重を有するものなれば此試驗は最も肝要なる者なり油の比重を測定するに方法に種々あり最も普通に行はるゝものはトロアル浮秤計の如き比重計を用ふるにあり尤も油は水より輕きものなれば此場合に用ふる比重計は水より輕きもの即ち零度以下を計るものを取るべし次きの表は各種油の一定比重を示すものなり

オリーブ油	○・九一四乃至○・九一七
落花生油	○・九一六乃至○・九二〇
晶桃油	○・九一四乃至○・九二〇
總實油	○・九二二乃至○・九三〇

オリーブ油中に含有する他種の油の檢出に就き色相試驗を行ふことあり此目的に向つて硫酸及硝酸を用ふ試驗を行へき油を試驗管に入れ是れに發硝酸の數滴を注加し少しく振盪する時は各特有の色相を發すべし

オリーブ油は無色、淡黃色若くは淡綠色

總實油は褐色若くは帶赤褐色

強硫酸試驗

供試油二十滴を試驗管に入れ是れに強硫酸二十滴を添加して是れを振蕩す而して振盪の前後に於ける色合を檢すへし

オリーブ油	振盪前　黃色○綠色若くは淡褐色　振盪後　淡褐色若くは綠色
落花生油	淡綠色より帶赤鼠黃色より橙色迄
晶桃油	無色より黃色迄
總實油	鮮美なる赤色より帶赤褐色迄

此他の試驗法は赤た少なからざれども何れも特殊の藥劑と裝置を要するを以て茲に省略すべし

試驗所記事（前號つゞき）

次に其試驗に於て精分を檢出し得れば身試驗を進むるなり今其の總液の二五〇を取りそれに硫酸を加へ鉛を鹽化鉛として沈澱し得る丈加へ尚僅酸性となすなり（約〇・五瓦程加ふるなり）次に其溶液を逆流蒸溜器に入れ約三十分熱し後徐々に冷却するなり此際鹽化鉛は熱のために再び溶解するなり然れども液の冷却すると共に再結晶を生ずるを以て決して反應の進行には差支なきなり其溶液に硫酸亜鉛を加へ全く中性となし次に蒸窩水を加へ五〇〇となし之れを濾過するなり其の濾液の一定量を取りてヘーリング氏指藥を以て砂糖を還元しその沈澱により重量分析を行ふか或は點滴分析によりそれを定量し得るなり

モラッセスの檢出試料五瓦を秤量し之れを一〇〇度（鑑氏）に乾燥し後無水アルコホールを以て全く抽出さすなり而して最早やアルミニュム酸曹達の一滴を注加し着色せざるまでに抽出を完結するなり而して殘渣の內デキストリン・モラッセス等の存在する時は其等はアルコホールには不溶解なるものなり純粹なるもの、抽出液內には葡萄糖の〇・五%を含有さゝ、其存在を以て直ちにモラッセスとし定性さゝなり而して一%以上の葡萄糖の存在する時は明に其內にグルコーズを遊離に附加されたることを知らゝなり次に至皮のエキストラクトの抽出に付は次の方法を用ふ（果皮抽出液は〇シクッド抽出液に屬々注加するものにして其存在量の檢出

も等閑に付すべからず何となれば其抽出部中に多量のタンニン酸及他の有機物類を含有すればなり）或重量を秤量しそれをアルコールを以て抽出し然る後之れを蒸發乾固して再び秤量するなり而して殘渣を云ふ）を振氏一〇〇度に乾燥し而して後エーテルを以て處理し其抽出液を上發乾固し後秤量するなり次に純粹なるロクウッドに付て難しめ同じ方法に依りエーテル、アルコールの抽出液を蒸發乾固し秤量したる表とその試驗により得たる重量表とを比較するときアルコール抽出液の非常に大なることを認むるなり何となれば染皮エキスは實際上エーテルには不溶解なれどもアルコールには可なり可溶解なればなり而して或可染液に對し同色彩を得んには先つ此用劑により抽出されたる量を比較し染色し得べきなり次に硫酸曹達の存在は或る場合には有害作用を惹起すべきものにして例へば硫酸第一鐵を含有せる浴に於て木綿組を染色するとき、之れが往々硫酸第二鐵に變するを以て不平均なる染色を生ずの恐れあり又醋酸、醋酸クロムを以てスチームブラックの染色を行ふ際芒硝の存在より醋酸と作用して醋酸曹達を成生し以て可染物を完全に酸化せしひることを防害するの憂あり故に先づ抽出液に就て硫酸根及曹達を定性且つ定量すべき必要あるなり、

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ

井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ

井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ

井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ

井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及荒物店ニアリ若無之節ハ製造場ヘ御注文被下候

井筒印　洗曹達ノ製造場ハ

三條通千本西入上ル小倉町

井筒洗曹達製造所

農商務大臣河野廣中閣下題字
京都高等工學校教授　工學博士鶴卷先生題字
京都市立染織學校長　工學士金子先生校閲

最も新しい京染の實際

高橋新六著述

四六版總クロース製　頗美本コマヤ刷挿畫入
定價金壹圓五拾錢（八拾錢）

本書の内容は京染の一切を十七編八十章に分ちて學理と實際の兩面から縱横に解説して農商務大臣の題字に如示諸學とあるとおり言文一致總體ふりかな附で委しく説明してあるから、如何なる初心の人でも成程と會得が行くのである。殊に本書の特色は從來の色染學の著書が單にかうすれば出來ると科學的に説明した樣な無味乾燥なものではなく、出來損なつたらどうして直すか、出來損ひの原因は何であるか、又して其れは誰の責任であるかといふ事を明快に判定して練物屋と云はず染物屋と云はず糊置屋から茶染屋悉皆屋に至る迄あらゆる關係者に付いて是非得失を論じ京染の衰退を杞憂にあらずと斷じたる點は京都染物同業者の頂門の一針であつて著者が學究でない丈に學者の未だ嘗て説明に指を染めた事のない方面から解剖的に評論を加へた空前の著述である丈に本書の著述に當りて京都市立染織學校長金子篤壽先生が親しく校閲の勞を取られ出版に際しては農商務大臣河野廣中閣下工學博士鶴卷鶴一先生が題字を給はつて本書を推奬せられたのであるから苟くも染奠服に關係のある人は是非一讀せられたい、附錄には取引上心得置くべき法律地方人の京染研究法等營業政策上必要の事項を掲げてあるから此の點丈にても是非一讀の要かある

發行所　京都市衣棚夷川上ル　桝新商店

京都染物同業組合月報

公示

公示第一號

左記ノモノ徒弟名簿ニ登記セリ此旨公示ス

大正六年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

枚上書部員岡本安次郎徒弟　中島弦
同　人　池田條三郎
同　人　水谷四郎
同　人　藪米吉
湯製斗部員木村さの　阪下ヨシ

公示第二號

左記ノモノ契約年期終了ス又ハ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正六年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

糊置部員辻村鳥次郎　徒弟　神澤甚三
上書部員黒田菊弟　大澤栄三
友仙部員檀野吉之助　古澤健三
同　人　近藤領八
部員平井太郎　佐々木常次郎
同　人　北河重次郎　川松兼一
同　人　廣田文治郎
同　人　黒田健治郎
同　人　疋田賀之助　木戸周次郎
同　人　瀬川熊之助　吉田正男
同　人　安田熊之助　出井リヨ
同　人　西田熊之助　梶原平治
同　人　山田熊之助　樹下時藏
同　人　東太次郎　個留吉
同　人　岩田入三
湯製斗部員吉田吟三郎　柏谷マス
同　人　大宅マサ　矢野わい
同　人　井辻ヤス
同　人　太田ひさ
同　人　西野万太郎
同　人　家野栄太郎
同　人　濱田藤次郎
同　人　福田藤次郎
同　人　福田玉之助　山住種吉
同　人　小野木兵助　余川乙次郎
同　人　高橋貞造
同　人　小野木兵助　川合とみ
紫染部員永井忠次郎　明政才太郎
同　人　植村龜七　川崎清太郎
同　人　紅谷安次郎　桂音次郎
茶染部員大谷長雄　伊藤栄吉
同　人　坂倉治兵衛　増田實
練物部員金山藤兵衛　谷口鶴次郎
同　人　石井佐吉　森田新三郎
同　人　上阪長次郎　木村末吉
引染部員今坂兵助　近藤政次
同　人　松井爲次郎　中西竹次郎
形彫部員西村忠吉　宮本直治
同　人　湯淺市之助　原田修一郎
同　人　永井忠次郎
洗色技部員石原萬次郎　谷宗市

公示第三號

左記ノモノ鶴今組合員ニ於テ傭使スルコトヲ停止ス

大正六年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

紫染部員福井勝次郎　徒弟　大石松次郎

公示第四號

本組合員徒弟ニシテ契約年限滿了ノモノニ對シ去二十日左ノ通修業証書ヲ附與セリ此旨公示ス

大正六年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

修業狀（鑑形）

形彫部員徒弟　米林與次

一修業年限　自明治三十九年三月十五日　至大正六年一月十九日

右修了ノ旨授業師宇野米吉ノ薦告ヲ領シ茲ニ京都染物同業組合定款第九條第十款第十五項ニ依リ修業狀ヲ附與ス

大正六年一月二十日

京都染物同業組合組長　石田喜兵衛

以下　同文

伊藤外男　徒弟　山口寅吉
阪倉治三郎　中島新太郎
中井ナヲ　白崎直治
河合彦次郎　上田長吉
三田清三郎　橋本宮之助
永井忠次郎　江崎永二郎
山岡武之助　森本駒次郎
三田清三郎　富部備作司
紅谷安二郎　立川利三郎
駒井嘉藏　中西菅
初田秀三郎　山樹順之助
小川政次郎
唐松次郎　大崎要三
唐松次郎　江川健次郎
松本重次郎　田中政次郎
羽富晋　五十嵐
川瀬佐太郎　村上安吉
林善一郎　麻野作藏
吉田吟三郎　溝口作藏
西田晋松　西郷國造
京谷儀造　余江長二郎
稲川栄松　清水佐造
大久保信次郎　田中新治郎
中川治三郎　青木治三郎
宇野米吉　辻清三郎
小糸梅太郎　玉置友二郎
笠木市松　林鶴之助
内田松之助　江崎秀
今本
石原芳次郎　篠原常吉
北川末吉
小柴中光
白崎直治

公示第五號

本組合職工徒弟ノ善行者ニ對シ去ル二十日左ノ通褒賞狀ヲ附與セリ此旨公示ス

大正六年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

褒賞狀（鑑形）

形彫部員宇野米吉徒弟　米林與次

右ハ徒弟契約以來品行端正ニシテ業務ニ精勵シ能ク後進者ヲ誘導扶掖シテ其本分ヲ盡シ誠實ニ其期間ヲ滿了セシハ他ノ模範トナスニ足ヘ仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ從ヒ茲ニ褒賞狀ヲ附與シ其善行ヲ表彰ス

大正六年一月二十日

京都染物同業組合組長　石田喜兵衛

以下　同文

三田清三郎　徒弟　橋本富之助
仝　仝　富部備作司
仝　人　白崎直治
中井菊造

紅谷安次郎　仝
伊藤外吉　仝
山岡武之助　仝
阪食治三郎　仝
吉田吟三郎　仝
中川治三郎　仝
内田松之助　仝
同　人　仝
同　人　仝
石原万次郎　仝
畔柳延二郎　仝
山口久三郎　仝
金尾平吉　仝
中川松次郎　仝
中西清兵衛　仝
木村鶴兵衛　仝
同　人　仝
同　人　仝
野崎藤三郎　仝
田中ふじ子　仝

立川利一
山口貞吉
森本駒治郎
中島新太郎
清口作蔵
青木治三郎
今江秀
柿本嘉吉
篠原常信
北川末吉
安孫喜太郎
鴛田物太郎
森杉貞治
大西玄造
加藤常平
中森キヌ
安井コウノ
安井コスミ
北村ゑつ
井上ムメ

雑報

◆紋上書部徒弟共進會　本月十五日午前十一時當組合事務所ニ於テ紋上書部第二十一回徒弟共進會褒賞授與式ヲ擧ケタルニ同日來賓ノ重ナルハ西川商工課長及三田村屬、富田勧業課長、金子染織學校長、商業會議所其他各新聞記者等ニシテ盛督那故欠席ノ外ノ井深英之助氏代リテ式辭ヲ述ヘ審査長ノ審査報告アリ盛督代理授証商業會議所ハ賞金ノ授與アリ西川課長ノ告詞演說市長及商業會議所ノ告詞アリ森田會長ノ答辭、受証者總代井深英太郎ノ答詞アリ十一時三十分式ヲ了シ閉會ス

市長告詞

茲ニ本日京都染物同業組合紋上書部第廿一回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラルヽニ方リ一言諸子ノ爲ニ告ク願フニ紋上書ノ業タル精巧ナル技術ニ屬シ事ニ茲ニ從フモノハ常ニ品性ノ修養ト手腕ノ練磨ニ努ノ以テ其技能ノ向上ヲ期セサルヘカラス本會ノ開催當ニ之レヲ期待シ全質ニ外ナラス諸子カ願フ所ノ改善發達ヲ促進スヘキノ興味ニ切ニシテ諸子ノ努力ニ待ツヘキモノ決シテ鮮少ナラス希クハ將來一層奮勵斯業ノ爲メニ貢献スルアランコトヲ

大正六年一月十五日
京都市長　大野盛郁

會頭告辭

京都染物同業組合紋上書部徒弟競技會ハ茲ニ回ヲ重ヌル事二十一回年ヲ逐フテ其成績ノ見ルヘキモノアルハ斯業發達ノ爲メ洵ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ、惟フニ我京都市ニ於ケル染色ノ業タル歴史的ニ地理的ニ本邦中最モ優越ノ地位ヲ占メ古來京染ノ名聲ヲ博シタルハ所以亦此ニ在リト謂フベシ然レトモ顧ラニ地ノ利ヲ組ミテ保守退嬰アコトヽセンカ遂ニハ近時勃興セル他地方同業ノ爲メ壓倒セラルヽノ虞ナシトセス本組合夙ニ思ヲ此ニ致シ各種ノ都門ニ應シ徒弟ヲ養成シ斯術ノ改良進歩ヲ圖ラルヽハ吾人ノ頗ル意ヲ强フスル所ナルト共ニ諸子カ良ク其重責ヲ自覺シ益々奮勵研鑽猶特ノ技能ヲ發揮シ先輩諸氏ノ素意ニ酬セシレンコトヲ切望シテ止マサルナリ則カ所感ヲ叙シ告辭トス

大正六年一月十五日
京都商業會議所會頭　演岡光哲

答辭

茲ニ本部第廿一回徒弟共進會褒賞授與式ヲ擧行スヘニ當リ貴賓各閣下ノ臨場ヲ辱フシ賜フニ告辭祝詞ヲ以テセラレ商業會議所ハ特ニ賞金ヲ下附セラル斯レ獨リ受賞者ノミノ光榮ニアラスシテ誠ニ當部ニ於ケル事業上ノ面目トスル所ナリ爾今以後ハ益々切磋ノ効ヲ積ミ彼我相共ニ勵ム扶掖シテ斯業ノ改良進歩ヲ圖リ時代ノ要求ニ應シ得ラルヽノ技術ヲ養成シ以テ此ノ光榮ニ報ユル處アランコトヲ謹テ答辭ヲ逸フ

大正六年一月十五日
紋上書部長　森田菊松

答辭

當部ハ本日ナトシ會等ノタメ茲ニ第廿一回徒弟共進會褒賞授與式ヲ擧行スルニ當リ貴賓ノ臨場ヲ辱シ賜ハリ光榮更ニ大ナル賜今益々奮勵斯道ニ研鑽シ以テ本日ノ光榮ニ報ヒンコトヲ期シ一言以テ答辭トス

大正六年一月十五日
受賞者總代井深英之助徒弟
井深英太郎

○褒賞獎受領者

有功一等賞

甲生之部
井深英之助　徒弟　井深英太郎

有功二等賞

甲生之部
吉野竹次郎　徒弟　芝田嘉一
富田宗太郎　仝　西田清
井深英之助　仝　上田光
同　人　仝　佐藤市太郎
久保田常次郎　仝　山本金次郎
東谷儀造　仝　余江長二郎
西尾政次郎　仝　西尾勇二郎
木田金四郎　仝　井筒益二郎
井深英之助　仝　下村芳次郎
峰島萬吉　仝　廣瀬智代三郎
横山與市　仝　佐々木嘉助
川勝政次郎　仝　浦政二郎
佐々木嘉助　仝　櫛水幸次郎
中川治三郎　仝　清水幸次郎
笠浪猪之助　仝　福井利一
奥村彌三郎　仝　吉川捨吉
田中仁一郎　仝　松原利吉
吹原梅次郎　仝　内田信吉
峰島吉　仝　河原友吉
小谷平七　仝　松本成一

甲生之部
林吾一郎　徒弟　廣野定吉
笠浪猪之助　仝　鹽尻友之助
勝豊次郎　仝　玉村光吉
内藤音吉　仝　阿賀留吉
中森喜三郎　仝　粉井宇三郎
竹谷長二郎　仝　高瀬九一郎
岩本熊太郎　仝　高瀬俊太郎
山田忠次郎　仝　三浦一郎
羽田文次郎　仝　山田寅七
有功二等賞　仝　羽田三之助

甲生之部
北川市三郎　徒弟　三浦治郎
郷田嘉吉　仝　北川德治郎
横山與市　仝　杉山庫之助
井深英之助　仝　青木正雄
石村久吉　仝　高田安吉
厚見吉太郎　仝　今井次一
岡本安次郎　仝　中井仙吉
富田宗太郎　仝　田中幸太郎

有功三等賞

乙生之部
笠浪猪之助　徒弟　富永元吉
横山與市　仝　松井守一
矢守傳三郎　仝　鳩坂房太郎
澤田達夫　仝　綱田三治郎
田中仁一郎　仝　馬場新次郎
中森喜三郎　仝　中森芳三郎
羽田元三郎　仝　安井長太郎
木田金四郎　仝　高井長二郎
中川治三郎　仝　公手彌三郎
岩本熊太郎　仝　下松勝太郎
久保田常次郎　仝　山田清吉
田中仁一郎　仝　島田利三郎
林吾一郎　仝　上西治三郎
小川安太郎　仝　高木久吉
勝豊次郎　仝　林青木伊專治郎
吹原利助　仝　青木治郎
水江芳之助　仝　竹中善之助
川勝藤次郎　仝　木見卯一郎
落合儀三郎　仝　澤田定信
北川黄吉　仝　三島力三郎
小谷平七　仝　金井池留吉
中森喜三郎　仝　内村正太郎
矢守傳三郎　仝　川島所造
澤田逸夫　仝　田村安造
有功二等賞　仝　大林任分源之丞
仝　西尾常次郎
仝　吉田三郎
仝　岩本熊太郎
仝　竹谷長二郎
仝　羽田元三郎
仝　平岡信次郎
仝　高橋次郎
仝　川廣藤次郎
仝　本田忠夫
仝　小林信雄
仝　田中繁三郎
仝　北野經三郎
仝　今井直次郎
仝　高田實
仝　青木正雄
仝　杉山庫之助
仝　北川德治郎
仝　三浦治郎
仝　郷田嘉吉
仝　横山與市
仝　井深英之助
仝　石村久吉
仝　厚見吉太郎
仝　岡本安次郎
仝　富田宗太郎

丙生之部
中森喜三郎　徒弟　三河彌吉
東谷儀造　仝　夫飼平
小谷平七　仝　中村亮吉
田中仁一郎　仝　壺見千太郎
岩本熊太郎　仝　奥田義太郎
笠浪猪之助　仝　井尻龍雄
久保田常次郎　仝　小島嘉吉
林茂　仝　古田政一
木田金四郎　仝　畠中三
奥村彌一郎　仝　山光吉
田中定次郎　仝　山中傳吉
田中仁一郎　仝　紺谷幸之助
岡本安次郎　仝　中村喜三郎
田中仁一郎　仝　藤原梅次郎
藤枝多三郎　仝　藤井仙藏
佐々木嘉助　仝　安松信
村上政次郎　仝　淺野七
小谷平七　仝　新藏
松井善太郎　仝　内八

有功三等賞

丙生之部
笠浪猪之助　徒弟　三河彌吉
古田新之助　仝　夫飼平
林茂　仝　中村亮吉
小谷平七　仝　壺見千太郎
田中仁一郎　仝　奥田義太郎
岩本熊太郎　仝　井尻龍雄
笠浪猪之助　仝　小島嘉吉
久保田常次郎　仝　古田政一
木田金四郎　仝　畠中三
奥村彌一郎　仝　山光吉
田中定次郎　仝　山中傳吉
田中仁一郎　仝　紺谷幸之助
木田金四郎　仝　中村喜三郎
田中仁一郎　仝　藤原梅次郎
岡本安次郎　仝　藤井仙藏
藤枝多三郎　仝　安松信
佐々木嘉助　仝　新七
村上政次郎　仝　淺野
小谷平七　仝　内八
松井善太郎　仝　藏

有功三等賞

丙生之部
中森喜三郎　徒弟　三河彌吉
東谷儀造　仝　夫飼平
小谷平七　仝　中村亮吉
田中仁一郎　仝　壺見千太郎
岩本熊太郎　仝　奥田義太郎
笠浪猪之助　仝　井尻龍雄
久保田常次郎　仝　小島嘉吉
林茂

支出ノ部

一金百貳拾八圓拾六錢
内譯
金參拾圓參拾五錢　會議費
金拾八圓　書記給
金拾貳圓六拾八錢　雜費
金六拾五圓參拾參錢　勤業費
金壹圓八拾錢　印刷費
計金百貳拾八圓拾六錢

○大正六年度豫算

一金八拾九圓九拾錢　部費徴收總高
支出ノ部
一金八拾九圓九拾錢　支出總高
内譯
金四拾圓　勤業費
金貳拾貳圓五拾錢　會議費
金五圓　雜費
金壹圓九拾一錢　印刷費
金拾八圓　書記給
金貳圓四拾九錢　前年度信入金剰余
計金八拾九圓九拾錢

賦課法

一ヶ年
一等戸　貳　圓・六　戸　拾　貳　圓
同　壹圓六拾錢　八戸　拾貳圓八拾錢
二等戸　壹圓　同
三等戸　壹圓貳拾錢　十三戸　拾五圓六拾錢
同
四等戸　入　拾　錢　五十戸　四　拾　圓
同
五等戸　五　拾　錢　十九戸　九　圓　五拾錢
計九十六戸　金八拾九圓九拾錢

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナレ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニアラモ解ケル事ナレ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及荒物店ニアリ若無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ

三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

農商務大臣 河野廣中閣下題字
京都高等工藝學校教授 工學博士鶴巻先生題字
京都市立染織學校長 工學士 金子先生校閲

最も新しい 京染の實際

高橋新六著述

四六版 百餘ページ 頗る美本 コロタイプ刷挿畫入 定價 壹圓五拾錢（小包料二錢）

本書の内容は京染の一切を十七編八十章に分ちて學理實際の兩面から縱横に解説して農商務大臣の題字に如示諸學とあるように言文一致總體ふりかな附で委しく説明してあるから、如何なる初心の人でも成程と會得が行くのである。殊に本書の特色は從來の色染學の書書が單にかうすれば出來ると科學的に説明した樣な無味乾燥なものではなく、出來損なつたらどうして直すか、出來損ひの原因は何であるか、そして其れは誰の責任であるかといふ事を明快に判定して練物屋と云はず染物屋と云はず糊置屋から茶染屋悉皆屋に至る迄あらゆる關係者に向て是非得失を論じ京染の衰退を杞憂にあらずと斷じたる點は京都染物同業者の頂門の一針であつて著者が學究でない丈に學者の未だ嘗て說明に指を染めた事のない方面から解剖的に評論を加へた空前の著述である殊に本書の著述に當りて京都市立染織學校長金子篤齋先生が親しく校閲の勞を取られ出版に際しては農商務大臣河野廣中閣下工學博士鶴巻先生が題字を給はつて本書を推奬せられたのであるから苟くも染吳服に關係のある人は是非一讀せられたい、附錄には取引上心得置くべき法律通方人の京染研究法等營業政策上必要の事項を掲げてあるから此の點丈にても是非一讀の要かある

發行所　京都市衣棚夷川上ル　桝新商店

發行兼編輯人　萬谷復次郎
印刷人　森本文太郎
京都市釜座通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所

©Kyozomekai

京都染物同業組合

公示

公示第六號

左記ノモノ徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正六年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

湯殿斗部員古田浸吉徒弟　山本　テ
友仙部員横江馬次郎　南部　忠次郎
仝　人　仝　稻垣　勘藏
仝　人　仝　平尾　甚次郎
仝　人　仝　馬杉　留吉
形部部員豊下[illegible]　仝
上書部員岡田[illegible]　仝
友仙部員川瀬[illegible]太郎　仝
仝　人　金田　誠三郎
仝　人　横山　豐造
仝　部員島田春三郎　仝
糊置部員山口[illegible]　高岡　本太郎
仝　人　栗本　美年
仝　人　奥村　保太郎

公示第七號

左記ノモノ契約ヲ限リ職業ヲ又ハ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正六年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

手拭染部員[illegible]山[illegible]徒弟　高橋　山夫
湯殿斗部員[illegible]　仝　人　仝
友仙部員[illegible]　仝　人　仝
上書部員[illegible]　仝　人　仝
仝　部員川瀬[illegible]次郎　仝
仝　人　仝
仝　部員吹原利助　仝
友仙部員[illegible]田[illegible]　仝
型物部員[illegible]竹[illegible]　仝

公示第八號

本組合紅染部員杉本喜三郎及一原勇吉兩名ノ考案ニ係ルアイ、エス式布染器ハ別記ノ如ク去ル一月十一日付ヲ以テ特許局ヨリ實用新案登錄證下付アリタリ此旨公示ス

大正六年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

第四一九五〇號
實用新案登錄證
京都市下京區御洞院五條下ル小柳町五百十番地　杉本喜三郎
仝市仝區東中筋通松原下ル天使突抜町一丁目三百六十九番地ノ一　一原勇吉

考案者
一實用新案ノ名稱　アイ、エス式布染器
前記實用新案ハ特許局審査官ニ於テ登錄スベキノト査定シタルヲ依テ實用新案原簿ニ登錄シ本證ヲ下付スルモノ也

大正六年一月十一日
特許局長　鮫川才四郎

アイ、エス式布染器
登錄請求ノ範圍
圓筒ニ示ス如ク外枠ニ吊輪ヲ固定シ該輪ニ依リ之ヲ架構ニ取付ケ外枠ニハ更ニ内枠ヲ嵌設シ該内枠ニ壓竿ヲ施シテ可染布ヲ綫壓ケタルマヽ外枠ヲ染槽中ニ於テ廻動シ染色スヘカラシメタル布染器ノ構造

圓筒ノ說明　第一圖ハ全體ノ側面圖第二圖及第三圖ハ外枠及内枠ノ斜面圖ナリ
圓中（1）ハ外枠（3）ハ吊輪（4）ハ栓（5）ハ架構（6）ハ歪面輪（7）ハ把手（8）ハ歪面輪（9）ハ原動軸（10）ハ原動軸（11）ハ共ニ内枠（12）ハ歪面輪（13）ハ壓竿（12）ハ各左右ニ施セル竿水（15）（16）ハ内枠ニ施セル懸竿（12）ハ兩端ヲ輪着スル壓板（17）ハ兩壓板中ノ一箇（15）ヲ稍下方ニ延長シ該部分ヲ懸竿（12）ト統合スルヲ刳取リテ竿ト共ニ可染布ヲ挾着シ外枠（1）ノ脚清ニ依リ可染布ノ移動ヲ防止スルヲ以テ脚（18）（18）ハ上部若ハ側面ヨリ壓板（15）（16）ヲ締着セシムヘク施シタル締螺裝部分ナリ

本案ハ實用新案登錄第四〇五七三號ヲ使用シ成レルモノニシテ原考案ノ一箇操縱ノモノヲシテ二箇以上使用シ得ルノ便ナ有セシメ且ツ之ニ伴フ勞力多費ヲ免レシメン爲メ廻轉裝置ニナシタル等著シク原考案ヲ凌駕スルノ特徴アルト共ニ生産額ヲ多大ニ增加シテ面モ染色上ニ何等ノ支障ナキ有益ノ考案ナリトス

雜報

◆豫算決算　各部に於ける大正五年度部經費收支決算及大正六年度部經費豫算は左の通り各部長より報告せり

京都染物同業組合引染部經費
大正五年度歳入出決算決議錄

一金參拾七圓拾貳錢　收入之部　收入總高
内譯
金九圓六拾錢　一等　十戸
金四圓八拾錢　二等　六戸
金貳拾圓四拾錢　三等　五十戸
支出ノ部　支出總高
内譯
金拾參圓六拾四錢　會議費
金貳拾圓五拾貳錢　三月一日ヨリ直上シ印刷代其他配達等
金五圓貳拾錢　大正五年六月黑染部直上費
金八圓也　部長會計慰勞費
金四圓也　諸費
差引
金拾四圓貳拾四錢也　不足
右不足金ハ前年度繰越シ金ヲ決算ス

京都染物同業組合引染部經費
大正六年度歳入出豫算決議錄

收入ノ部　收入總高
一金參拾七圓九拾貳錢
内譯
金九圓六拾錢　一等　十戸
金四圓參拾貳錢　二等　六戸
金貳拾四圓也　三等　五十戸
支出ノ部　支出總高
内譯
金參拾七圓九拾貳錢　會議費
金拾七圓也　部長、會計、慰勞費
金八圓也　小使雇賃
金七圓也

一賦課法ハ從業者ノ人員ヲ以テ標準トシ之ヲ三等ニ分ツ
一、一等戸從業者六名以上使用セルモノ年額九拾六錢也
一、二等戸三名以上五名以下使用セルモノ全七拾貳錢
一、三等戸二名以下ノ者ヲ使用セルモノ全四拾八錢
一、徴收法ハ年額ヲ十二分シ四ヶ月分宛前徴ス
一、支出各項ニ實際過不足ヲ生シタルトキハ流用シ充當スルコトヲ得
一、經費ノ不足ヲ生シタルトキハ追徴シ剩餘ヲ生シタルトキハ後期ヘ繰越シ豫備金トシテ蓄積保管シ置キ部會議員及幹事ノ評決ヲ經テ必要ノ支出ニ充用スルコト

右之通リ本年二月五日部會ニ於テ審議ノ上異議ナク決定ス

大正六年二月五日
引染部々長　吉江相吉

大正五年度紋上書部經常費收支決算

收入ノ部　收入總高
一金貳百七拾七圓也
内譯
金百九拾九圓貳拾貳錢　等級割
金參拾五圓也　組合補助金
金七圓七拾八錢　紋上書紀念式寄附金
金參拾七圓也
支出ノ部　支出總高
一金參百四拾圓貳拾六錢
内譯
金貳拾參圓八拾錢　事務費
金四圓四拾八錢　印刷費
金七圓也　會議費
金拾圓也　勤業費
金百壹圓八拾五錢五厘
金四圓也　紋上書會費
金貳拾貳圓貳拾七錢五厘　紋上書弔祭費
金拾圓也　紋上書會費
金百參拾五圓四拾錢　保護會費
紋支差引　二百回紀念式諸費
金六拾參圓貳拾六錢　不足ニ付借入金
右決算報告候也

大正六年二月十七日
紋上書部長　森田菊松

大正六年紋上書部經常費收支豫算

收入ノ部　收入總高
一金貳百參拾貳圓〇貳錢
内譯
金百九拾七圓〇貳錢　等級割

©Kyozomekai

金參拾五圓也　組合補助
支出ノ部　支出總高
一金貳百參拾貳圓貳錢
内譯
金貳拾五圓也　事務費
金六圓五拾錢　印刷費
金拾五圓也　會議費
金拾圓也　會費
金八拾圓也　共進會費
金貳拾圓也　保護費
金貳拾圓也　故障費
金參圓也　諸雜費
金貳拾五圓也　弔祭費
金貳圓五拾貳錢　備費
金貳拾五圓也　信用金ノ内借却
賦課徴收法
金參拾七圓八拾錢
一等　十五戸ニ付　貳圓五拾八錢
金參拾參圓六拾錢
二等　十五戸　全　貳圓貳拾四錢
金參拾貳圓也
三等　十四戸　全　壹圓八拾八錢
金四拾參圓貳拾錢
四等　三十戸　全　壹圓四拾四錢
金參拾七圓八拾錢
五等　三十五戸　全　壹圓八錢
金拾七圓四拾錢
六等　三十戸　全　五拾八錢
以上年額ヲ二分シ二期ニ徴收スルモノトス
右決議報告候也
大正六年二月十七日
枚上書部長　森田菊松
大正五年度糸絹色染部經費收支決算
收入ノ部　收入總高
一金貳百八拾參圓參拾參錢
内譯
金貳百拾四圓八拾錢　等級割賦課金
金貳拾圓也　組合補助金
金四拾八圓五拾錢　新年宴會費及木札費
支出ノ部
一金貳百七拾四圓參拾參錢　支出總高
内譯
金百貳拾圓也　勸業
金六圓也　印刷費
金六圓也　文具費
金六圓也　通信費
金參拾六圓也　會合費
金六拾圓也　書記費
金四拾貳圓參拾參錢　諸費
右之通リ決議候也
大正六年二月廿日
糸絹色染部長　喜多林平

◆浸染部經費收支豫算決算
同部の大正五年度中の部經費收支豫算決算は左の通り
大正五年及浸染部經費決算報告
金百參拾六圓貳錢　收入總額
内譯
金八拾六圓貳錢　等級割徴收高
金五拾圓　雙勝費補助二口
金百參拾六圓貳錢　支出總額
内譯
金六拾八圓八錢五厘
金貳拾五圓　勸業費
金貳拾四圓拾錢五厘　會議費
金百參拾六圓貳錢　事務費
右ハ大正六年度糸絹色染部經費收支豫算
大正六年度糸絹色染部經費收支豫算
金百五拾九圓八拾五厘　現在金
内譯
金五拾貳圓　微收總額
金拾七圓　等級割徴收額
金五拾貳圓　雙勝費二口分
金百五拾九圓八拾五厘　五年度繰越金
内譯　支出總額
金九拾貳圓　勸業費
金拾貳圓　會議費
金百五拾九圓八拾五厘　事務費
右ハ大正六年度糸絹色染部經費收支豫算
大正六年度糸絹色染部經費收支豫算
金貳百八拾七圓四拾七錢　收入總高
内譯
金貳百八拾七圓四拾七錢　等級割賦課金
金參拾七圓五拾錢　戸別割（百二十五戸）
金貳拾圓也　組合補助金
金八圓九拾七錢　前年度ヨリ繰越
金貳百六拾七圓四拾七錢　大正五年度部經費未納額
支出ノ部　支出總高
一金貳百八拾七圓四拾七錢
内譯
金拾貳圓　印刷費
金六圓也　文具費
金拾貳圓也　通信費
金六拾圓也　書記給
金百四拾圓也　講演會及總會費
金參拾六圓也　會議費
金貳拾壹圓四拾七錢　豫備費
計金貳百八拾七圓四拾七錢
賦課法
一等　一ヶ年營業稅納額五拾圓以上一戸賦課額
參圓參拾錢　十戸　金參拾參圓
二等　全　參拾圓以上全
貳圓八拾錢　十六戸　金四拾四圓八拾錢
三等　全　貳拾圓以上全
貳圓貳拾錢　三十戸　金六拾六圓
四等　全　壹圓四拾錢　二十五戸　金參拾五圓
五等　全　九拾錢　四十四戸　金參拾九圓六拾錢
計　百二十五戸
微收法
第一條　當部經常費ハ營業稅額及戸別割ノ二法ニ依リ賦課ス
第二條　營業等級割ハ前年度ノ納稅額ヲ標準トス
第三條　戸別割ハ一戸ニ付年額金參拾錢ト定ム
第四條　當部經常費ハ一ヶ年間ヲ二回ニ分チ上半期ヲ四月三十日迄下半期ヲ十月三十日迄ニ微收ス
第五條　新加入者ノ經費ハ一月ヨリ六月迄ニ加入スルモノハ一ヶ年分チ又七月ヨリ十二月迄ニ加入スルモノハ下半期分チ納付ス
第六條　一月ヨリ六月迄廢業スルモノハ上半期ヲ納付シ又七月ヨリ十二月迄ニ廢業スルモノハ一ヶ年間ノ經費チ納付スルモノトス
糸絹色染部役員選擧
去る一月四日西陣倶樂部に於て同部役員の定期改選に行ひたるに左記の通り當選就職せり
部長　吹平三郎
副部長　石田仁三郎
會計　林家四郎
部會議員　杉本徳次郎
安藤治
安藤和
遠藤外男
伊藤外男
西田吉
上田善五郎
清水勇助
前山吉之助
森田作
高橋吉太郎
角田万作
伊藤安太郎
中西清兵衛
来津太郎
西脇吉
山崎宮次郎
山形吉次郎
佐々木善兵衛
佐々木嘉助
中川治三郎
和田勝藤
泉鶴吉
山田常吉
三浜三郎
小谷長次郎
谷萬次郎
谷儀一郎
田中仁一郎
林枝多三郎
吾一郎
村久吉
杉原倉之助
高橋清三郎
新仁佐吉
棚橋文作
去る一月廿六日組合事務所に於て監査役以下役員の定期改選を行ひたるに左の通り當選就職ありたり
監査役　福井繁太郎
八木伊三郎
北井峰吉
檢査員　松岡憲太郎
兒島卯一
安田鶴合名會社
沖野栄三郎
高橋佐吉
中組眞三郎
森田秀菊之助
小林正太郎
岡島勝之助
以上
去る一月廿二日組合事務所に於て浸染部役員定期改選のため選擧會を開きたるに左の通り當選就職ありたり
部長　西井上兵太郎
副部長　八木市次郎
會計係　西川甚兵衛
部會議員　東條吉
原熊
小倉定太郎
藤吉次郎
伊藤松
山村德
井上之助
吉田忠治
八木次郎
田中佐助
益富豐次郎
高橋常次郎
上書部役員選擧
本月四日及十日當組合事務所に於て上書部役員定期改選の爲め選擧を行ひたるに左の通り當選せり
部長　信樂喜八郎
副部長　菊澤久次郎
會計　倉定保次郎
部會議員　澤田忠
松井治
伊藤助
久次郎
絶打部役員選擧
客月十七日組合事務所に於て絶打部役員定期改選のため選擧會を開き同日左の通り當選就職せり
部長　石井種吉
副部長　庄次郎
會計　高橋次郎
部會議員　山崎作次郎
木村金松
南條謙
山下重之助
木下政次郎
松田太三郎
木下鑑次郎
阪本芳吉
小杉原國之助
高橋清三郎
新仁佐吉
棚橋文作
去る一月廿六日組合事務所に於て監査役以下役員の定期改選を行ひたるに左の通り當選就職ありたり
監査役　福井繁太郎
八木伊三郎
北井峰吉
檢査員　松岡憲太郎
兒島卯一
安田鶴合名會社
沖野栄三郎
高橋佐吉
中組眞三郎
森田秀菊之助
小林正太郎
岡島勝之助
以上
去る一月廿二日組合事務所に於て浸染部役員定期改選のため選擧會を開きたるに左の通り當選就職ありたり
部長　西井上兵太郎
副部長　八木市次郎
會計係　西川甚兵衛
部會議員　東條吉
原熊
小倉定太郎
藤吉次郎
伊藤松
山村德
井上之助
吉田忠治
八木次郎
田中佐助
益富豐次郎
高橋常次郎
上書部役員選擧
本月四日及十日當組合事務所に於て上書部役員定期改選の爲め選擧を行ひたるに左の通り當選せり
部長　信樂喜八郎
副部長　菊澤久次郎
會計　倉定保次郎
部會議員　澤田忠
松井治
伊藤助
久次郎
絶打部役員選擧
客月十七日組合事務所に於て絶打部役員定期改選のため選擧會を開き同日左の通り當選就職せり
部長　石井種吉
副部長　庄次郎
會計　高橋次郎
部會議員　山崎作次郎
木村金松
南條謙
山下重之助
木下政次郎
松田太三郎
木下鑑次郎
阪本芳吉
小杉原國之助
高橋清三郎
新仁佐吉
棚橋文作

© Kyozomekai

◆浸染部經費收支豫算決算
同部の大正五年度中の部經費收支豫算決算は左の通り
大正五年及浸染部經費決算報告
金百參拾六圓貳錢　收入總額
内譯
金八拾六圓貳錢　等級割徴收高
金五拾圓　雙勝費補助二口
金百參拾六圓貳錢　支出總額
内譯
金六拾八圓八錢五厘
金貳拾五圓　勸業費
金貳拾四圓拾錢五厘　會議費
金百參拾六圓貳錢　事務費
右ハ大正六年度浸染部經費收支豫算
大正六年度浸染部經費收支豫算
金百五拾九圓八拾五厘　現在金
内譯
金五拾貳圓　微收總額
金拾七圓　等級割徴收額
金五拾貳圓　雙勝費二口分
金百五拾九圓八拾五厘　五年度繰越金
内譯　支出總額
金九拾貳圓　勸業費
金拾貳圓　會議費
金百五拾九圓八拾五厘　事務費
右ハ大正六年度浸染部經費收支豫算
大正六年度浸染部經費收支豫算
金貳百八拾七圓四拾七錢　收入總高
内譯
金貳百八拾七圓四拾七錢　等級割賦課金
金參拾七圓五拾錢　戸別割（百二十五戸）
金貳拾圓也　組合補助金
金八圓九拾七錢　前年度ヨリ繰越
金貳百六拾七圓四拾七錢　大正五年度部經費未納額
支出ノ部　支出總高
一金貳百八拾七圓四拾七錢
内譯
金拾貳圓　印刷費
金六圓也　文具費
金拾貳圓也　通信費
金六拾圓也　書記給
金百四拾圓也　講演會及總會費
金參拾六圓也　會議費
金貳拾壹圓四拾七錢　豫備費
計金貳百八拾七圓四拾七錢
賦課法
一等　一ヶ年營業稅納額五拾圓以上一戸賦課額
參圓參拾錢　十戸　金參拾參圓
二等　全　參拾圓以上全
貳圓八拾錢　十六戸　金四拾四圓八拾錢
三等　全　貳拾圓以上全
貳圓貳拾錢　三十戸　金六拾六圓
四等　全　壹圓四拾錢　二十五戸　金參拾五圓
五等　全　九拾錢　四十四戸　金參拾九圓六拾錢
計　百二十五戸
微收法
第一條　當部經常費ハ營業稅額及戸別割ノ二法ニ依リ賦課ス
第二條　營業等級割ハ前年度ノ納稅額ヲ標準トス
第三條　戸別割ハ一戸ニ付年額金參拾錢ト定ム
第四條　當部經常費ハ一ヶ年間ヲ二回ニ分チ上半期ヲ四月三十日迄下半期ヲ十月三十日迄ニ微收ス
第五條　新加入者ノ經費ハ一月ヨリ六月迄ニ加入スルモノハ一ヶ年分チ又七月ヨリ十二月迄ニ加入スルモノハ下半期分チ納付ス
第六條　一月ヨリ六月迄廢業スルモノハ上半期ヲ納付シ又七月ヨリ十二月迄ニ廢業スルモノハ一ヶ年間ノ經費チ納付スルモノトス
糸絹色染部役員選擧
去る一月四日西陣倶樂部に於て同部役員の定期改選に行ひたるに左記の通り當選就職せり
部長　吹平三郎
副部長　石田仁三郎
會計　林家四郎
部會議員　杉本徳次郎
安藤治
安藤和
遠藤外男
伊藤外男
西田吉
上田善五郎
清水勇助
前山吉之助
森田作
高橋吉太郎
角田万作
伊藤安太郎
中西清兵衛
来津太郎
西脇吉
山崎宮次郎
山形吉次郎
佐々木善兵衛
佐々木嘉助
中川治三郎
和田勝藤
泉鶴吉
山田常吉
三浜三郎
小谷長次郎
谷萬次郎
谷儀一郎
田中仁一郎
林枝多三郎
吾一郎
村久吉
杉原倉之助
高橋清三郎
新仁佐吉
棚橋文作
去る一月廿六日組合事務所に於て監査役以下役員の定期改選を行ひたるに左の通り當選就職ありたり
監査役　福井繁太郎
八木伊三郎
北井峰吉
檢査員　松岡憲太郎
兒島卯一
安田鶴合名會社
沖野栄三郎
高橋佐吉
中組眞三郎
森田秀菊之助
小林正太郎
岡島勝之助
以上
去る一月廿二日組合事務所に於て浸染部役員定期改選のため選擧會を開きたるに左の通り當選就職ありたり
部長　西井上兵太郎
副部長　八木市次郎
會計係　西川甚兵衛
部會議員　東條吉
原熊
小倉定太郎
藤吉次郎
伊藤松
山村德
井上之助
吉田忠治
八木次郎
田中佐助
益富豐次郎
高橋常次郎
上書部役員選擧
本月四日及十日當組合事務所に於て上書部役員定期改選の爲め選擧を行ひたるに左の通り當選せり
部長　信樂喜八郎
副部長　菊澤久次郎
會計　倉定保次郎
部會議員　澤田忠
松井治
伊藤助
久次郎
絶打部役員選擧
客月十七日組合事務所に於て絶打部役員定期改選のため選擧會を開き同日左の通り當選就職せり
部長　石井種吉
副部長　庄次郎
會計　高橋次郎
部會議員　山崎作次郎
木村金松
南條謙
山下重之助
木下政次郎
松田太三郎
木下鑑次郎
阪本芳吉
小杉原國之助
高橋清三郎
新仁佐吉
棚橋文作

◆所得稅調査委員改選
本年四月は京都稅務署に於ける所得稅調査員の改選期なるを以て何れ公表せらるゝことならんが該調査員の資格は所得稅を納むるものか所得納稅の資格を有するなさゝるものなるも若し四月中に所得屆をなさゝるものはこの撰擧權なきものなれは必ず期日内に屆出あるを要す而してもなく所得調査員の撰定は忽ち吾か納稅者の利害關係を及ぼす事重大なれは豫め注意を怠らす吾組合に於ける納稅資格者は屆出を怠らす少くも上下兩區に於て二名位の調査委員を擧げされは不利益此上なかるべしと信す其屆出て手續は組合事務所に於て取扱ふへけれは隨時出所せらるへし

◆岡崎博覽會
例年四月より岡崎勸業館に於て開かるべき博覽會は左の規則に依り開催せらるゝ筈ゆへ出品希望の向きは今日より申込み置かるべし

京都博覽會規則

一、本會ハ京都博覽會ト稱ス
一、本會ハ大正六年四月一日ヨリ五月三十一日マテ二ヶ月間京都市岡崎町第一第二ノ兩勸業館ニ於テ開設ス
一、出品人ハ出品物ト同種ノモノヲ製造又ハ販賣スル者タルヲ要ス
一、第一部ニ属スル出品ハ鑑査員ノ認定シタルモノニ限ル
一、第一部ニ属スル出品人ハ二月末日マテニ本會ヘ第一號書式ノ出品目錄ヲ差出スヘシ
一、出品ニ關スル料金ハ左ノ如シ

陳列料　壹間（奥行三尺）　金拾圓
陳列料　半間（奥行三尺）　金六圓
陳列飾臺料　壹間（奥行三尺）　金四圓
陳列場土間使用料　壹間（奥行三尺）　金參圓
陳列場土間使用料　半間（奥行三尺）　金貳圓

一、申込間數ニシテ本會ノ豫定ニ超過スルトキハ之ヲ減少スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ其部分ニ對スル使用料ハ返戻ス
一、出品人自己ノ便宜ニ依リ申込間數ノ全部若クハ其一部分ヲ取消シ又ハ之ヲ使用セサルモ既納ノ使用料ハ返戻セス
一、出品ハ隨時追加スルコトヲ得此場合ニ於テハ追加出品目錄ヲ差出スヘシ
一、出品ニハ必ス出品目錄ニ記載シタル番號、品名、賣價（賣價品ハ其旨）出品人氏名ノ標箋ヲ附スヘシ
前項ノ用紙ハ本會ノ之ヲ交附ス
一、出品ヲ賣約シタルトキハ第五號書式ノ賣約

◆所得稅調査委員改選
本年四月は京都稅務署に於ける所得稅調査員の改選期なるを以て何れ公表せらるゝことならんが該調査員の資格は所得稅を納むるものか所得納稅の資格を有するなさゝるものなるも若し四月中に所得屆をなさゝるものはこの撰擧權なきものなれは必ず期日内に屆出あるを要す而してもなく所得調査員の撰定は忽ち吾か納稅者の利害關係を及ぼす事重大なれは豫め注意を怠らす吾組合に於ける納稅資格者は屆出を怠らす少くも上下兩區に於て二名位の調査委員を擧げされは不利益此上なかるべしと信す其屆出て手續は組合事務所に於て取扱ふへけれは隨時出所せらるへし

◆岡崎博覽會
例年四月より岡崎勸業館に於て開かるべき博覽會は左の規則に依り開催せらるゝ筈ゆへ出品希望の向きは今日より申込み置かるべし

京都博覽會規則

一、本會ハ京都博覽會ト稱ス
一、本會ハ大正六年四月一日ヨリ五月三十一日マテ二ヶ月間京都市岡崎町第一第二ノ兩勸業館ニ於テ開設ス
一、出品人ハ出品物ト同種ノモノヲ製造又ハ販賣スル者タルヲ要ス
一、第一部ニ属スル出品ハ鑑査員ノ認定シタルモノニ限ル
一、第一部ニ属スル出品人ハ二月末日マテニ本會ヘ第一號書式ノ出品目錄ヲ差出スヘシ
一、出品ニ關スル料金ハ左ノ如シ

陳列料　壹間（奥行三尺）　金拾圓
陳列料　半間（奥行三尺）　金六圓
陳列飾臺料　壹間（奥行三尺）　金四圓
陳列場土間使用料　壹間（奥行三尺）　金參圓
陳列場土間使用料　半間（奥行三尺）　金貳圓

一、申込間數ニシテ本會ノ豫定ニ超過スルトキハ之ヲ減少スルコトアルヘシ此場合ニ於テハ其部分ニ對スル使用料ハ返戻ス
一、出品人自己ノ便宜ニ依リ申込間數ノ全部若クハ其一部分ヲ取消シ又ハ之ヲ使用セサルモ既納ノ使用料ハ返戻セス
一、出品ハ隨時追加スルコトヲ得此場合ニ於テハ追加出品目錄ヲ差出スヘシ
一、出品ニハ必ス出品目錄ニ記載シタル番號、品名、賣價（賣價品ハ其旨）出品人氏名ノ標箋ヲ附スヘシ
前項ノ用紙ハ本會ノ之ヲ交附ス
一、出品ヲ賣約シタルトキハ第五號書式ノ賣約
一、本會ハ賣約ヲ成立シタルトキハ賣主ニ對シ賣價ノ内ヨリ賣價ノ百分ノ五ヲ差引キ其殘額ヲ賣主ニ交付スヘシ
一、賣主ハ賣約ヲ成立シタルトキハ

一、出品人ハ審査上ニ就キ異議ヲ申立フルコトヲ得ス

一、審査ヲ爲スニ現品ヲ毀損シ又ハ消耗スヘキモノハ出品者ニ於テ別ニ同一物品ヲ提供スヘシ

一、前項ノ物品ニ對スル損害ハ本會之ヲ賠償セス

一、解説書ハ左ニ掲クル事項ヲ詳記シ出品目錄ト共ニ差出スヘシ

一　創業年月

二　職工人員

三　機械運轉ニ要スル動力ノ種類及其馬力

四　大正五年ニ於ケル製出價額

五　同年營業稅額

六　從前博覽會共進會ヨリ受クタル褒賞

七　特ニ說明ヲ要スルモノハ其要領

一、審査ハ四月十日ニ始メ同三十日マテニ結了スルモノトス

一、褒賞授與式ハ五月十一日ヲ以テ擧行ス

試驗所記事

歐洲戰爭勃發以來染料ハ輸入杜絶のため什麼しても自國で作らざるべからざることになり政府らも染料製造工場出後の箱の如く續出するに至つた而して今日にては値段の如何にかゝはらず製品を得ると云ふ時代になつて來た其の製品も始めは出來るかと云ふ心配があつたが現今では最早出來たと云ふ時代に進んだ併し製品には其の性質に優劣のあるありて單に出來たゞ云ふことに安堵することは出來ぬ其所で如何にせば外國品若しくは其れ以上の製品を得るかと云ふことに苦心しつゝあつたが昨今に至りて是又憂ふるに足らざる狀態となつた我國の化學工業の進歩も亦著しいと云はねばならぬ然れども新工業の發生は時勢の急に迫られて己ひを得ず起りたるものにして商品の飢饉に遭ふもの飢えたるものは食を慣はずと謂ふ誠の如く染色界は苟も染料ならば品質の如何を問はず之を得んとするの狀あるを見るや此の間に乘じて粗製濫造を事として此れが供給に當らんとするものも亦なしと云ふを得さるを以て染業家は此の際よく注意を怠らぬこと肝要である今日迄に設立されたる染料製造工場より種々の染料が市場に出つるに至り硫化黑の如きは供給過剩を見るの有樣となつた而して何れの染料工場も先づ最初に市場に出ずものは酸性染料の「イエロー」及び「オレンジ」位のものであり蓋し其の製法比較的簡易なるの所に外ならぬことゝ思ふ此の黃色染料の內は食料品に用ひる染料を種々の名目を附して直接

附したる染料の試驗を行ひしに其のものは所謂外國品の「マシドイエロー」なる染料を意味せしものならんも試驗の結果全然異なりたるものにして実は「ピクリックアシッド」即ち「ピクリンサン」なるものたるを發見するに至つた「ピクリックアシッド」は石炭酸に濃厚硝酸を作用せしめて製したるものにして有機物を黃色に染色し得るを以て外國に於ては黃色染料として用ひし時もありしが或る時此の染料の貯藏倉庫が爆裂し大場事を惹起して以來此のものは火藥として用ひらるゝに至つた樣な次第にして「ピクリンサン」火藥なるものは即ち「ピクリンサン」其れ自身であり又の名である蒸傷にて此れを火藥として用ふるが我國にては陸軍では此れを黃色火藥海軍では下瀨火藥と云つて居る元來「ピクリンサン」は褐色の粉末にして其の水溶液は鮮明なる黃色を呈す强き爆裂性を有し爆發劑として用ひらる殊に本品は有毒性為も爆裂性を有するを以て取扱上甚だ危險である故に此れを使用するとせば染料と云ふよりも劇藥に屬するを以て仮令染料として使用せんとする場合には充分注意して冷處に貯へ其危險の防遏に勉めなければならぬ又本品は其純粹の狀態に於ては無臭なれども普通品は微に「ナイトロベンセン」の臭氣を帶ぶ攝氏十五度にては八六分有度にては三〇分の水に溶解し極めて强き苦味を有す其溶液は羽毛を黃色に染め其の一萬倍の毛糸溶液と雖も尚は黃色を呈するものであり故に本品は黃色染料として使用し得ざるにあらざるも寧ろ其使用せざるの安全なるに如かず然らはいかなるものに應用するかと云ふに爆發劑に使用するの外其の水溶液は殺菌の効ありとして種々の殺菌劑に用ひらるる化學上には「アヘカロイド」の試藥となり又苦味あるため「ホップ」の代用として麥酒に加ふることあれども危險なり「ピクリンサン」たるを鑑識するを得るかと云ふに先づ簡易なる方法としては此のものゝ「アルコール」溶液は羊毛及び絹糸を黃色に染め其の温水溶液に「シアンカリユム」を加ふれば「ピクリーンサン」の生成のため暗赤色を呈するに依つて知らる其他「ピクリンサン」は其の溶液に「クロル石灰」溶液を加へて煮沸すれば「クロルピクリン」を發生して特異の刺激性の臭氣を發するに依つて鑑別するのである

叙上の如く染料害毒の甚だ混沌たる今日に在りては染業家たる染料に對して深き注意を拂ふべきは勿論のこと

農商務大臣 河野廣中閣下題字
京都高等工藝學校教授 工學博士 鶴巻先生題字
京都市立染織學校長 工學士 金子先生校閲
高橋新六著述
最も新しい 京染の實際
四六版 總ロール製 頗美本 ロマイド刷挿畫入
定價 金壹圓五拾錢（本送料十二錢）
本書の內容は京染の一切を十七編八十章に分ちて學理と實際の兩面から縱横に解說して農商務大臣の題字に如示諸掌とあるように言文一致總體ふりかな附で委しく說明してあるから、如何なる初心の人でも成程と會得が行くのである。殊に本書の特色は從來の色染學の書が單にかうすれば出來ると科學的に說明した樣な無味乾燥なものではなく、出來損なつたらどうして直すか、出來損ひの原因は何であるかそして其れは誰の責任であるかといふ事を明快に判定して練物屋と云ふ染物屋と云はず糊置屋から茶染屋悉皆屋に至る迄あらゆる關係者に對して是非得失を論じ京染の衰退を杞憂にあらずと斷じたる點は京都染織同業者の頂門の一針であつて著者が學究でない丈に學者の未だ嘗て說明に指を染めた事のない方面から解剖的に評論を加へた空前の著述である殊に本書の著述に當りて京都市立染織學校長金子篤壽先生が親しく閲の勞を取られ出版に際しては農商務大臣河野廣中閣下工學博士鶴巻鑑一先生が題字を給はつて本書を推奬せられたのであるから苟くも染呉服に關係のある人は是非一讀せられたい、附錄には取引上心得置くべき法律地方人の京染研究法等營業政策上必要の事項を掲げてあるから此の點丈にても是非一讀の要がある
發行所　京都市衣棚夷川上ル　桝新商店

發行兼編輯人　高谷復次郎
印刷人　高谷復次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

© Kyozomenkai

京都染物同業組合

公示

公示第九號

左記ノモノ職工徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正六年三月廿五日

京都染物同業組合
組長 石田喜兵衛

御召再整部員 伊藤永郎 徒弟 由崎伊太郎
友仙部員 塚田染織 〃 長谷川栄吉
下畫部員 青木三造 〃 瀬川益太郎
紫藤色染部員 川口栄次郎 〃 西野米次郎
茶染部員 山口清之助 〃 野田幸次郎
浸落部員 山本文一郎 〃 山本四郎
洗色染部員 田中宮之助 〃 加納芦一郎
引染部員 吉江小吉 〃 岡田常次郎
友仙部員 安田吉太郎 〃 松浦米吉
川島吉太郎 〃 童成義
職工 杉江市太郎 〃 梅崎芳吉
木内幸三郎 〃 小松原作治
同 杉本二郎 〃 春本作市
同 林藏 〃 梅崎貫一
同 藤丹羽時造 〃 明田区次郎
同 藤田区次郎 〃 富川庄太郎
同 中村栄二郎 〃 中村京太郎
同 今田文次郎 〃 西村好太郎
同 西村好太郎 〃 松崎徳次郎
同 徳次郎 〃 吉田益三郎
同 吉田益三郎 〃 北島房之助
同 北島房之助 〃 原田石松
同 原田石松 〃 高桑松之助
同 高桑松之助 〃 内藤末吉
同 内藤末吉 〃 桐山鹿造
同 桐山鹿造 〃 松本米治
同 松本米治 〃 今西松之助
同 今西松之助 〃 鶴川新太郎
同 鶴川新太郎 〃 羽末吉
同 羽末吉 〃 丹羽末吉
同 丹羽末吉 〃 波多野喜太郎
同 波多野喜太郎 〃 北島太郎
同 北島太郎 〃 中森政之助
同 中森政之助 〃 高村耕治
同 高村耕治 〃 宮川常次郎
同 宮川常次郎 〃 高田貞
同 高田貞 〃 野澤茂三郎
同 野澤茂三郎 〃 伊藤昇三
同 伊藤昇三 〃 竹下芳三郎
同 竹下芳三郎 〃 筒辻源三郎
同 筒辻源三郎 〃 安藤彦七
同 安藤彦七 〃 君吉浅次郎
同 君吉浅次郎 〃 篠崎美治郎
同 篠崎美治郎 〃 松崎義市

雜報

◆部長撰擧會　裏地紬染部及藍染部兩部長任期滿了に付き去る廿三日改撰擧會を行ひたるに裏地紬染部長に河合忠次郎氏、藍染部長に下村市太郎氏各當選せられたり

◆博覽會出品物　岡崎勸業館に陳列さるべき博覽會は强よ來る四月一日より開館せらるゝ筈にて目下勸誘は締切り出品目錄整理中なるが組合に對する出品數は僅かに廿六間なるに拘はらず申込間數は五十間以上なるを以て出品者の希望を滿足せしむることを得さるも出品點數を減少せしめざるべく各種類の陳列をなすべしと雖

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款ノ規定ニ基キ之ヲ設置シ京都染物同業組合浸落調整部ト

第二條　當部ハ浸落調整業ニ從事スル營業者ヲ以テ組織ス

第三條　本部ノ事務所ハ京都染物同業組合事務所內ニ設置スルモ都合ニ依リ部長宅ニ於テ處務ノ取扱ヲナスヲ得ル

第四條　當部及役員ノ用ユル印章ハ左ノ如シ

（印章略ス）

第五條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スヘシ

一　斯業ノ改良發達ヲ圖リ利益ノ增進ヲ期スヘシ

一　營業上ノ弊害矯正信用ヲ保持スル「

一　徒弟競技會ヲ開催シ技術ノ練磨ニ資スヘシ

一　職工徒弟ヲ教養シ其取締ヲナスヘシ

一　工賃最低價格標準ヲ制定シ粗製濫造ノ弊害ヲ矯正スヘシ

第六條　部員ハ不正ナル言行ヲ以テ同業者ノ營業ヲ妨害シ又ハ同業者ノ注文主ヨリ注文ヲ奪フヘカラス

第七條　部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ器械藥品又ハ商標ヲ其許諾ナクシテ使用スヘカラス

第八條　部員ニシテ注文主ヨリ同フスルモノハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ注文主ニ對スル取引方法ヲ一定スヘシ

第九條　部員ハ其使役スル職工徒弟ニ關シテハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一　職工徒弟ヲ使役スルトキ又ハ解雇シタルトキハ三日以內ニ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出フヘシ

一　職工徒弟ニ對シテハ十二時間以上就業セシムルヲ得ス

一　職工徒弟ニハ就業時間外ニ於テ普通教育ヲ授クヘシ

一　契約年限中ノ職工徒弟ニシテ就業上ヨリ起ル疾病或ハ傷痍ヲ被リタルトキハ治療費又ハ扶助料ヲ給スヘシ

一　部員ハ契約年限中ノモノ組合又ハ部ヨリ屬入停止或ハ禁止ノ處分ヲ受ケタル職工徒弟ハ理由ノ何如ヲ問ハス使傭スヘカラス

一　徒弟ニシテ契約年限ヲ滿了シタルトキハ部長ヲ經テ修業書下附ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ

一　部員ハ左ノ項目ニ該當スヘキ職工徒弟アルトキハ部長ヲ經テ組合組長ニ善行証附與ノ手續ヲナスヘシ

一　所業ノ改良發達ニ裨益ヲ與ヘタルモノ

一　品行方正ニシテ業務ニ精勵シ特殊ノ功績アルモノ

一　技術優等ニシテ誠實ニ契約期限ヲ滿了シ他ノ模範トナルヘキモノ

第十條　部員ハ同業稱居ナシタルトキハ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出フヘシ

第十一條　廢業者ニシテ屆出ヲ怠ルモノハ其手續ヲ了スヘマテハ部ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第十二條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ有ス

一　部ノ役員、代議員ニ選擧セラレ又ハ選擧スルコト

一　部會、總會ニ建議シ又ハ意見ヲ述フルコト

一　營業上ニ關スル紛議ノ仲裁判斷ヲ求ムルコト

一　部ノ業務會計財產ニ關シ部長ニ說明ヲ求ムルコト

一　徒弟競技會ニ徒弟ヲシテ出品セシムルコト

一　部ノ經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一　部規約規程並ニ決議事項ヲ遵守スルコト

一　部長ノ召喚ニ應スヘキハ勿論役員ノ命ヲ受ケ出張セル職員ノ臨檢訊問ニ對シテハ抗拒スルヲ得ス

第十三條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一　部長　一名

一　副部長　一名

一　會計　一名

第十四條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一　本部地區內ニ現住シ二ヶ年以上其業ニ從事スル國稅納稅者又ハ不動產所有者トス年齡二十五年以上ノ男子タルコト

第十五條　左ニ掲クルモノハ役員タルコトヲ得ス

一　重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

一　組合ニ於テ違約處分ヲ受ク確定後一ヶ年ヲ經過セサルモノ

一　公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ

一　法律上休刑ヲ受ク五ヶ年ヲ經過セサルモノ

© Kyozomenkai

第十六條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一　部長ハ部及競技會ノ事務ヲ處理シ競技會ニ關スル委員ヲ選定スルコト

一　部長ハ部會及總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一　副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ干與シ部長事項アルトキハ代理ス

一　會計ハ部長監督ノ下ニ部經費ノ收支及ニ會計事務ヲ處理シ部ノ財產ヲ保管ス

第十七條　本部ハ重要ナル事項ヲ審議スルタメ部員中ヨリ慣例セル代議員ヲ以テ部會ヲ設ク

第十八條　部會ノ權限ハ左ノ如シ

一　部ノ利害ニ關スル件

一　徒弟競技會ニ關スル事項

一　違約處分ニ關スル調査事項

一　仲裁判斷ニ關スル事項

一　部經費收支決算、財產目錄ノ認定、同豫算並賦課徵收法

一　組合組長部長ノ諮問事項其他必要事項

第十九條　役員及代議員ノ慣例ハ左ノ如シ

一　役員ハ部員中ヨリ慣例ス

一　代議員ハ部員十名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ部員中ヨリ慣例ス

第二十條　慣例ハ投票多數ヲ以テ當選トスルモ得票同數ナルトキハ年長者ヲ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第廿一條　役員及代議員ノ任期ハ二ケ年トシ欠員ヲ生シタルトキハ直チニ補欠慣例ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充セシム

第廿二條　代議員ノ資格ハ第十四條ニ準ス

第廿三條　諸會議ノ招集ハ其時日場所目的ヲ記シ二日以前ニ通知ス但緊急ヲ要スル件アルトキハ十二時迄短縮スルコトヲ得

第廿四條　會議ハ全數三分ノ一以上ノ出席員アル二ハ開會スヘキコトヲ得ス但同一議事ニシテ再招集ナルトキハ此限ニアラス

第廿五條　會議ノ決議ハ出席員過半數ノ同意ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ據ル

第廿六條　部會代議員二分ノ一以上又ハ部員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件及工賃最低標準ノ制定改正、部規約ノ改正變更トハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第廿七條　總會ニ於テハ部員ノ委任狀又ハ代理人ヲ以テ意志ヲ表示スルコトヲ得ル

第廿八條　部員ニシテ會議ニ欠席セントスルトキハ開會前ニ部長ニ屆出ツヘシ又代理人ヲ出席セシメントスルトキハ委任權限ヲ明記セル證明書ヲ所持セシムヘシ

第廿九條　本部ハ毎年一月、七月兩回ニ定期總會ヲ開キ其他必要ニ應シ臨時總會ヲ開キ其議長ハ會長ヲ以テ之ニ當ツ

第三十條　本會ハ會長ノ意見ニ依リ會員中醫師ト其他ノ者ニ對シ又ハ工場ノ種類毎ニ部會ヲ開クコトヲ得

部會ノ決議ハ會長ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十六條　總會ノ議長ハ會長ヲ以テ議長トス

部會ノ議長ハ會長ヲ指定ス

第十七條　議事ハ總會員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數アルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四章　會費

第十八條　會費ハ一箇月金壹圓トシ毎年四月納付スルモノトス

但シ第六條第二項ニ該當シ會員ニ付テハ會費ノ一部又ハ全部徵收ヲ免ル專アルヘシ

第十九條　本會ハ會費ヲ徵收スル度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月末迄トス

第二十條　本會ハ金品寄附ヲ受クルコトヲ得

◆紅染機械の特許

紅染部員一原勇吉、杉本喜太郎兩氏ハ紅染機械ハ去る大正五年十月廿五日特許を以て實用新案出願四〇五七三號を以て出願されたるに對し同業部員たる北村彦次郎、小倉清兵衛の三氏より右に對し本會ハ公共用に屬するものにて特許を受くへきものならずとし紛議を生ぜしを以て組合は之が仲裁の術に當り調査に解決せしめんとを計ひ議論ならず其結果北村彦次郎氏外二氏が請求人となり右取消訴願を起したるに別項の通り請求人の敗訴となれり

審判番號第三四號

審決

京都市下京區堀川通四條下ル四條堀川町廿九番戸

請求人　北村彦次郎

仝市仝區西洞院通佛光寺下ル木屋町五番戸

仝　小倉清兵衛

仝葛野郡朱雀野村字王生小字賀陽御所十七番戸

仝　上田直吉

仝上京區二條通高倉西入松屋町五十五番地

特許代理人　後村三郎

仝下京區西洞院通五條下ル小柳町五百十七番地

仝　杉本喜太郎

仝上京區今出川通一條南入北小路仲ノ町

特許代理人　森田茂

右當事者間ノ第三七二四六號實用新案登錄無効審判請求事件ニ付審決スル「左ノ如シ

主文

請求人ノ申立相立タス

審判費用ハ請求人ノ負擔トス

理由

請求人ノ所有スル實用新案第三七二四六號「アイエス」式布染器ノ登錄ハ無効トス審判費用ハ被請求人ノ負担タルヘシト審決相成ル其由ハ請求人共ハ紅染業者ニシテ大正二年六月當時ノ同業者タル藤原伊三郎ヲ考案使用シタル甲第三號証ノ如ク所謂「ボイル」ニ清ヲ排列セシモノヲ固定シ之ニ金屬線ヲ排列シ兩端ヲ留ツニテ押ヘ縮經ニ正ニクナシ之ニ布ヲ提掛ケタル枠染器械ヲ了知シ請求人北村彦次郎ハ大正二年二月中ハ本部員業德永吾三郎ニ命シテ甲第二號証枠器ヲ造ラシメ又請求人小倉清兵衛ハ大正二年十月中建築業上村岩吉ニ命シテ甲第二號証ヲ造ラシメ又請求人上田直吉ハ大正三年四月中末松佐吉ニ命シテ甲第二號証ト同一物ヲ造ラシメ何レモ之ヲ使用シテ紅木綿ヲ染ル紅木綿トシテ得意先ハ注文ヲ受ケ好評ヲ博シ來レリ然ルニ被請求人ヲ以テ大正三年二月二十三日出願同四年十月七日登錄ヲ受ケタル枠登錄實用新案第三七二四六號ノ枠ノ「ボイル」ニ上部ニ清ヲ排列セル金屬板ヲ固定シ之ニ金屬線ヲ排列シ一方ヲ緩ク引シ他方ニ止メ枠ヲ押ヘ得ヘクナシ枠染器ニ之ヲ「アイエス」式布染器ト稱シ前記請求人ノ實用新案登錄出願以前ニ於テ枠染器ハ慣例セル枠ヲ使用シ枠染器械ハ慣例セル枠ヲ使用シ枠染器械ハ慣例セル枠ヲ使用シ枠染器械

るアレノルマルの曹達の一〇〇は硫酸の〇〇〇三六五瓦に相當する隨つて供試アニリンソルト五瓦中には(C6H5NH2)2SO4の硫酸が存在してゐる依つて遊離硫酸は〇七八〇瓦に相當するのである又全硫酸の量はフェノールフタレインを指示藥としてノルマルソ曹達液にて滴定し定量することが出來るのである

此れは供試アニリンソルトの一定量を苛性曹達を加へて分解したるアニリンの量を測定することに依り知ることが出來る容量二〇〇ccの摺り合せ栓を有する刻度フラスコ中へ四〇〇ccの熱湯にアニリンソルト二〇瓦溶解したる液を入れ此中へ水二〇〇ccに苛性曹達七瓦を加へたるもの若しくはボーメ三〇度の苛性曹達液二〇瓦及鹽三〇瓦を加へ數回振盪したる後冷却し蒸溜水を加へて二〇〇ccとなし猛氏一五度の温度となりたるとき分解せるアニリンの占むる容積を讀むアニリンの重量によりて割合は五一二〇を以て信することに依りて得られる又アニリンソルトの二百乃至三百瓦に苛性曹達を加へて分解しアニリンオイルを分解して取り之れを鹽化石灰を用ひて乾かしアニリンオイルの試驗の部に述べたる如く猛氏百八十一乃至百八十三度で蒸溜して定量することもあるのである

鎮物質其他夾雜物の試驗　無水アルコールを以てアニリンソルトの一定量を溶解する若し殘渣があれば夾雜物の存在して居ることを知るのである此等夾雜物の何物であるかは普通分析法に依ればよいアニリンソルト中には時として食鹽の混在して居ることがあるアニリンソルト中の遊離アニリンの試驗　アニリンソルト中の遊離アニリンは中性硫酸銅を用ひて識別されるアニリンオイルがあれば綠褐色を呈しソルドのみなれば別に着色ない又コンゴレッドを用ひて試驗し且定量することが出來る即ちコンゴレッドに酸の痕跡を與へて青色を呈せしめたるものを遊離アニリンを含有するアニリンソルトの中に加ふれば赤色になる此の中へ十分の一ノルマルの酸液を滴下して再び淺色を呈するに至りて止め入り得る酸の分量に基きアニリンの量を知るのである

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及荒物店ニアリ若無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ　三條通千本西入上ル小倉町

井筒洗曹達製造所

農商務大臣　河野廣中閣下題字
京都高等工藝學校教授　工學博士　鶴巻先生題字
京都市立染織學校長　工學士　金子先生校閲

最も新しい

京染の實際

高橋新六著述

四六版　鉛ロイス製　頗美本　コロライ刷挿畫入　定價（本色特十二錢）　圓五拾錢

本書の内容は京染の一切を十七編八十章に分ちて學理と實際の兩面から縱横に解説して農商務大臣の題字に如示諸掌とあるように言文一致總體ふりかな附で委しく説明してあるから、如何なる初心の人でも成程と會得が行くのである。殊に本書の特色は從來の色染學の著書が單にかうすれば出來ると科學的に説明した樣な無味乾燥なものでなく、出來損なつたらどうして直すか、出來損ひの原因は何であるか、そして其れは誰の責任であるかといふ事を明快に判定して練物屋と云はず染物屋と云はず糊置屋から茶染屋悉皆屋に至る迄あらゆる關係者に對して是非得失を論じ京染の衰退を杞憂にあらずと斷じたる點は京都染物同業者の頂門の一針であつて著者が學究でない丈に學者の未だ嘗て記録に指を染めた事のない方面から解剖的に評論を加へた空前の著述である殊に本書の著述に當りて京都市立染織學校長金子篤壽先生が親しく校閲の勞を取られ出版に際しては農商務大臣河野廣中閣下工學博士鶴巻先生が題字を給はつて本書を推奨せられたのであるから苟くも染昊服に關係のある人は是非一讀せられたい、附錄には取引上心得置くべき法律地方人の京染研究法等營業政策上必要の事項を掲げてあるから此の點丈にても是非一讀の要かある

發行所　京都市衣棚夷川上ル　桝新商店

發行兼編輯人　萬谷敬次郎
印刷人　萬谷敬次郎
發行所　京都染物同業組合事務所

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

公示第十號

左記ノモノ職工徒弟名簿登記セリ此旨公示ス

大正六年四月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

茶染部員陽浸幸次郎　他打部員前田忠三郎　全　下書部員吉川松太郎　全　湯屋斗部員福田幸一郎　友仙部員吉川浸太郎　職工　全　全　全

全　人全
堀部直一全　青木豊吉
西川甚兵衛全　谷川定七
若狭留吉全　村上恒三郎
由村他松全　木村熊治郎
八木市次郎全　岡田政七
杉浦陽三郎全　安井利七
田中佐助全　村本栄次郎
井上兵太郎全　畑伊高
袋富雪松全　木下保男
宮田末吉全　前田初次郎
八木市次郎全　山内新七
狀

橋本色之助徒弟川村善七外十二名

乙生ノ部

一等賞　黒川三男蔵
東原其之助徒弟
二等賞　貴船万吉
新宮三郎兵衛徒弟　井上喜一
全　人全　吉川一男
黒川喜一郎全　山本秀三郎
山本政吉全

三等賞
井上吉之助徒弟　中村光三郎
服部直一全　松村秀吉
久保政太郎全　林宇三吉
西島猶吉全　中野敬三
山本文三郎全　山本與一
西島猶吉全　上西與三郎
全　人全　西島康高
大島鹿之助全　佐藤與三郎
西川善兵衛全　渡邊福太郎
全　人全　片山卯三郎
全　人全　鴨井格之助
宮川久次郎全　西川善三郎
井上兵太郎全　中村光三郎
狀

田中佐助徒弟中村秀雄外十七名

◆紋模様糊置部徒弟競技会　去十五日午前十時第十回徒弟競技会の褒賞授與式を開催せり木村副組長開会を報告し審査長の授與申請に依り市長代理富田勤業課長褒状を商業會議所會頭代理藤井書記賞品を同時に授與し終りて知事代理竹澤理事官市長代理富田勤業課長の告辭演説あり演國商業會議所會頭の告辭は藤井書記代讀し十二時式を終へたり

審査報告

京都染物同業組合紋模様糊置部は第十回徒弟競技会を開催し之が審査の結果二百五十三點の出品セル内に於て一等賞二百二十三點を選擇し褒賞スルコト左ノ如シ

褒

紋模様糊置部徒弟競技会褒賞授與ノ式ヲ挙クレ貴賓閣下ヨリ懇篤ナル告辭ヲ忝フシ特ニ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ余等幸ニ還ニ當リ此ノ光榮アル席末ヲ穢スヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リナリトス而シテ現今世ノ進歩ニ伴ヒ各種工業ノ發達ハ實ニ顧著ナルモノアルニ拘ハラス会等胥ホ遅々ト世運ニ副ハザルノ恐レヲ罪ニシテ慚愧ノ至リナリ嘗ニ向後益々精勵ヲ重ネ本日ノ光榮ニ酬ユル所アランコトヲ期シ聊カ謝言ヲ呈シ以テ答辭トス

大正六年四月十五日

受賞者總代　木本久

第十回糊置部徒弟競技会授賞者

紋模様糊置部徒弟競技會褒賞授與ノ式ヲ挙クレ貴賓閣下ヨリ懇篤ナル告辭ヲ忝フシ特ニ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ余等幸ニ還ニ當リ此ノ光榮アル席末ヲ穢スヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リナリトス而シテ現今世ノ進歩ニ伴ヒ各種工業ノ發達ハ實ニ顧著ナルモノアルニ拘ハラス会等胥ホ遅々ト世運ニ副ハザルノ恐レヲ罪ニシテ慚愧ノ至リナリ嘗ニ向後益々精勵ヲ重ネ本日ノ光榮ニ酬ユル所アランコトヲ期シ聊カ謝言ヲ呈シ以テ答辭トス

大正六年四月十五日

京都染物同業組合
副組長　金山藤兵衛

答辭

本日紋模様糊置部第十回徒弟競技會褒賞授與ノ式ヲ挙クレ貴賓閣下ヨリ懇篤ナル告辭ヲ忝フシ特ニ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ余等幸ニ還ニ當リ此ノ光榮アル席末ヲ穢スヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リナリトス而シテ現今世ノ進歩ニ伴ヒ各種工業ノ發達ハ實ニ顧著ナルモノアルニ拘ハラス会等胥ホ遅々ト世運ニ副ハザルノ恐レヲ罪ニシテ慚愧ノ至リナリ嘗ニ向後益々精勵ヲ重ネ本日ノ光榮ニ酬ユル所アランコトヲ期シ聊カ謝言ヲ呈シ以テ答辭トス

大正六年四月十五日

京都染物同業組合
副組長　金山藤兵衛

褒

一等賞　堀部真吉徒弟
二等賞　堀部真吉徒弟
三等賞　堀部真吉徒弟

紋模様糊置部徒弟競技会褒賞授與ノ式ヲ挙クレ貴賓閣下ヨリ懇篤ナル告辭ヲ忝フシ特ニ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ余等幸ニ還ニ當リ此ノ光榮アル席末ヲ穢スヲ得タルハ誠ニ望外ノ至リナリトス而シテ現今世ノ進歩ニ伴ヒ各種工業ノ發達ハ實ニ顧著ナルモノアルニ拘ハラス会等胥ホ遅々ト世運ニ副ハザルノ恐レヲ罪ニシテ慚愧ノ至リナリ嘗ニ向後益々精勵ヲ重ネ本日ノ光榮ニ酬ユル所アランコトヲ期シ聊カ謝言ヲ呈シ以テ答辭トス

大正六年四月十五日

京都染物同業組合
副組長　金山藤兵衛

褒

一等賞　堀部真吉徒弟
二等賞　堀部真吉徒弟
三等賞　堀部真吉徒弟

紋模様糊置部徒弟競技會